

令和5年6月

第211回国会（常会）
通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和5年6月21日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（6月21日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

目 次

I	第211回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第211回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	9
	○参法	19
	○予算	20
	○条約	21
	○承認	22
	○承諾	23
	○決算・国有財産等	24
	○決議案	25
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	27
	○総務委員会	40
	○法務委員会	53
	○外務委員会	69
	○財務金融委員会	83
	○文部科学委員会	89
	○厚生労働委員会	99
	○農林水産委員会	109
	○経済産業委員会	115
	○国土交通委員会	127
	○環境委員会	141
	○安全保障委員会	144
	○予算委員会	150
	○決算行政監視委員会	160
	○議院運営委員会	169
	○災害対策特別委員会	170
	○消費者問題に関する特別委員会	173
	○東日本大震災復興特別委員会	176
	○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会	179
IV	通過議案概要一覧	187
V	決算等概要一覧	207
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	209

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～令和5年2月13日） 自由民主党・無所属の会（令和5年2月13日～）
立民（～令和4年8月8日）	立憲民主党・無所属
立憲（令和4年8月8日～）	
維新	日本維新の会
公明	公明党
国民	国民民主党・無所属クラブ
共産	日本共産党
有志	有志の会
れ新	れいわ新選組
無	無所属

I 第211回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

令和5年1月23日から6月21日までの150日間

2 議案件数

閣 法	61件（成立 59件、参議院継続 2）
衆 法	101件（成立 13件、継続 83件、否決 1件、撤回 3件、 審査未了 1件）
参 法	15件（参議院審査未了 2件、参議院未付託未了 13件）
予 算	3件（成立 3件）
条 約	11件（承認 11件）
承 認	3件（承認 3件）
承 諾	14件（承諾 8件、継続 6件）
決 算 等	14件（本院議了 6件、継続 6件、審査未了 2件）
決 議 案	3件（否決 3件）
（参考）	
委員会決議	2件（総務委員会、災害対策特別委員会）

Ⅱ 第 211 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
210	新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第210回国会閣法第6号） 上は題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に修正した。	厚生労働	1/23	5/26	修正	有	5/30	修正	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (52)
211	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）	財務金融	4/6	5/19	可決		5/23	可決	6/15	可決	6/16	可決	6/23 (69)
211	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	財務金融	2/9	2/28	可決	有	2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (3)
211	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	厚生労働	3/9	3/15	可決		3/16	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (8)
211	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	厚生労働	3/9	3/15	可決		3/16	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (9)
211	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	農林水産	3/13	3/15	可決		3/16	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (7)
211	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	内 閣	3/7	3/29	可決	有	3/30	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (14)
211	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	震災復興	4/26	5/9	可決	有	5/12	可決	5/31	可決	6/2	可決	6/9 (49)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	総務	2/14	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (1)
211	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	総務	2/14	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (2)
211	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	法務	3/7	3/10	可決	有	3/14	可決	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (10)
211	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	外務	3/9	3/15	可決		3/16	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (5)
211	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出第12号)	経済産業	3/9	3/29	修正	有	3/30 5/12	修正 同意	4/27	修正	4/28	修正	5/19 (32)
211	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	財務金融	3/6	3/10	可決	有	3/14	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (6)
211	株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	財務金融	3/15	3/22	可決	有	3/24	可決	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (11)
211	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	財務金融	3/15	3/22	可決	有	3/24	可決	4/6	可決	4/7	可決	4/14 (12)
211	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	厚生労働	3/16	4/12	可決		4/13	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (31)
211	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	国土交通	3/14	3/22	可決	有	3/24	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (18)
211	道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	国土交通	3/28	4/5	可決	有	4/6	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (43)
211	防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	安全保障	3/8	3/23	可決		3/24	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (13)
211	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(内閣提出第20号)	安全保障	4/7	4/27	可決	有	5/9	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (54)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	文部科学	3/9	3/22	可決	有	3/24	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/8 (21)
211	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(内閣提出第22号)	文部科学	4/21	5/10	可決	有	5/12	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (41)
211	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(内閣提出第23号)	内閣	3/28	4/5	可決	有	4/6	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/12 (25)
211	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)(参議院送付)	内閣	4/27	5/10	可決	有	5/12	可決	4/6	可決	4/7	可決	5/19 (30)
211	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)(参議院送付)	国土交通	5/11	5/19	可決	有	5/23	可決	4/6	可決	4/7	可決	5/31 (37)
211	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)	経済産業	3/30	4/26	修正	有	4/27	修正	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (44)
211	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第27号)	消費者問題	4/3	4/11	可決	有	4/13	可決	4/28	可決	5/10	可決	5/17 (29)
211	仲裁法の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)	法務	3/29	4/4	可決		4/6	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (15)
211	調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(内閣提出第29号)	法務	3/29	4/4	可決		4/6	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (16)
211	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	法務	3/29	4/4	可決		4/6	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (17)
211	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	農林水産	3/28	4/12	可決	有	4/13	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/8 (22)
211	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)	環境	4/3	4/7	可決	有	4/13	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/12 (23)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(内閣提出第33号)	安全保障	4/3	4/7	可決		4/13	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/12 (26)
211	日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出第34号)	安全保障	4/3	4/7	可決		4/13	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/12 (27)
211	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)(参議院送付)	文部科学	5/19	5/24	可決	有	5/25	可決	4/13	可決	4/14	可決	5/31 (38)
211	孤独・孤立対策推進法案(内閣提出第36号)	内閣	4/18	4/26	可決	有	4/27	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (45)
211	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)	地域・ こども・ デジタル	3/13	3/30	可決	有	4/4	可決	4/21	可決	4/26	可決	5/8 (20)
211	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)	内閣	4/6	4/12	可決	有	4/13	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/26 (35)
211	地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	総務	4/5	4/14	可決	有	4/18	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/8 (19)
211	放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	総務	4/26	5/16	可決	有	5/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (40)
211	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)	法務	4/4	4/12	可決	有	4/13	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (28)
211	海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	国土交通	4/5	4/12	可決	有	4/13	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/12 (24)
211	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)	国土交通	4/20	5/10	可決	有	5/12	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (50)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第44号)(参議院送付)	地 域・ こども・ デジタル	6/1	6/8	可決		6/13	可決	4/14	可決	4/19	可決	6/16 (58)
211	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第45号)	厚生労働	4/18	4/26	可決	有	4/27	可決	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (36)
211	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)	地 域・ こども・ デジタル	4/14	4/25	可決	有	4/27	可決	5/31	可決	6/2	可決	6/9 (48)
211	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	地 域・ こども・ デジタル	4/27	5/23	可決	有	5/25	可決	6/9	可決	6/14	可決	6/16 (63)
211	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	法 務	4/13	4/28	修正		5/9	修正	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (56)
211	国立健康危機管理研究機構法案(内閣提出第49号)	厚生労働	5/9	5/17	可決		5/18	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (46)
211	国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第50号)	厚生労働	5/9	5/17	可決		5/18	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (47)
211	著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)	文部科学	4/5	4/14	可決	有	4/18	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/26 (33)
211	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	農林水産	4/26	5/10	可決	有	5/12	可決	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (34)
211	遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)	農林水産	5/15	5/17	可決		5/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (39)
211	不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)	経済産業	5/11	5/17	可決	有	5/18	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (51)
211	中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	経済産業	5/18	5/31	可決	有	6/1	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/16 (61)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	金融商品取引法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第56号)	財務金融	6/1	6/7	可決	有	6/8	可決				閉会中 審査	
211	情報通信技術の進展等の環境変化に対応する ための社債、株式等の振替に関する法律等 の一部を改正する法律案 (内閣提出第57号)	財務金融	6/1	6/7	可決		6/8	可決				閉会中 審査	
211	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 案 (内閣提出第58号)	法 務	5/9	5/26	修正	有	5/30	修正	6/15	可決	6/16	可決	6/23 (66)
211	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押 収物に記録された性的な姿態の影像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提 出第59号)	法 務	5/9	5/26	可決	有	5/30	可決	6/15	可決	6/16	可決	6/23 (67)
211	民事関係手続等における情報通信技術の活 用等の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律案 (内閣提出第60号) (参議院送 付)	法 務	5/30	6/2	可決	有	6/6	可決	4/13	可決	4/14	可決	6/14 (53)

[衆 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
207	揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号）	財務金融	1/23					閉会中 審査					
207	現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号）	財務金融	1/23					閉会中 審査					
207	自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号）	安全保障	1/23					閉会中 審査					
207	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）	内 閣	1/23					閉会中 審査					
207	領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号）	安全保障	1/23					閉会中 審査					
208	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（藤田文武君外6名提出、第208回国会衆法第1号）	議院運営	1/23	6/20	撤回 許可								
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号）	経済産業	1/23					閉会中 審査					
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号）	国土交通	1/23					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	日本銀行法の一部を改正する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第16号)	財務金融	1/23	2/8	撤回 許可								
208	日本放送協会改革推進法案(中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号)	総 務	1/23						閉会中 審査				
208	特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号)	国土交通	1/23						閉会中 審査				
208	土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号)	国土交通	1/23						閉会中 審査				
208	戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号)	法 務	1/23						閉会中 審査				
208	所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号)	財務金融	1/23						閉会中 審査				
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号)	経済産業	1/23						閉会中 審査				
208	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号)	地 域・ こども・ デジタル	1/23						閉会中 審査				
208	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号)	厚生労働	1/23						閉会中 審査				
208	現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号)	財務金融	1/23						閉会中 審査				
208	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外5名提出、第208回国会衆法第34号)	憲法審査会	1/23						閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
208	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号）	経済産業	1/23						閉会中 審査					
208	インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外5名提出、第208回国会衆法第36号）	総務	1/23						閉会中 審査					
208	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号）	倫理選挙	1/23						閉会中 審査					
208	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号）	厚生労働	1/23						閉会中 審査					
208	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号）	農林水産	1/23						閉会中 審査					
208	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号）	農林水産	1/23						閉会中 審査					
208	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号）	経済産業	1/23						閉会中 審査					
208	地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号）	総務	1/23						閉会中 審査					
208	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号）	倫理選挙	1/23						閉会中 審査					
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号）	倫理選挙	1/23						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
208	インターネット投票の導入の推進に関する法律案（井坂信彦君外17名提出、第208回国会衆法第50号）	倫理選挙	1/23	6/21	撤回 許可								
208	国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号）	法 務	1/23					閉会中 審査					
208	民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号）	法 務	1/23					閉会中 審査					
208	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号）	内 閣	1/23					閉会中 審査					
208	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号）	内 閣	1/23					閉会中 審査					
208	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号）	経済産業	1/23					閉会中 審査					
208	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号）	経済産業	1/23					閉会中 審査					
208	多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号）	内 閣	1/23					閉会中 審査					
208	消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号）	財務金融	1/23					閉会中 審査					
208	特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号）	外 務	1/23					閉会中 審査					
210	国会法の一部を改正する法律案（笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号）	議院運営	1/23					閉会中 審査					
210	国葬儀法案（青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号）	内 閣	1/23					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
210	通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号）	地 域・ こども・ デジタル	1/23						閉会中 審査					
210	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号）	厚生労働	1/23						閉会中 審査					
210	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号）	安全保障	1/23						閉会中 審査					
210	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号）	安全保障	1/23						閉会中 審査					
210	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号）	厚生労働	1/23						閉会中 審査					
210	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号）	議院運営	1/23						閉会中 審査					
210	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号）	内 閣	1/23						閉会中 審査					
210	子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）	地 域・ こども・ デジタル	1/23						閉会中 審査					
211	日本銀行法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外3名提出、衆法第1号）	財務金融	6/20						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	児童手当法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外10名提出、衆法第2号)	地 域・ こども・ デジタル	6/20					閉会中 審査					
211	民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外5名提出、衆法第3号)	法 務	6/20					閉会中 審査					
211	副首都機能の整備の推進に関する法律案(中司宏君外2名提出、衆法第4号)	地 域・ こども・ デジタル	6/20					閉会中 審査					
211	低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案(中谷一馬君外11名提出、衆法第5号)	地 域・ こども・ デジタル	6/20					閉会中 審査					
211	議院法制局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第6号)	審査省略					3/16	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (4)
211	特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案(浦野靖人君外9名提出、衆法第7号)	地 域・ こども・ デジタル	6/20					閉会中 審査					
211	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外10名提出、衆法第8号)	厚生労働	6/20					閉会中 審査					
211	発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案(小野泰輔君外2名提出、衆法第9号)	経済産業	6/20					閉会中 審査					
211	電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外2名提出、衆法第10号)	経済産業	6/20					閉会中 審査					
211	学校給食法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外9名提出、衆法第11号)	文部科学	5/18					閉会中 審査					
211	令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号)	審査省略					5/12	可決	6/1	可決	6/2	可決	6/2 (42)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(新藤義孝君外5名提出、衆法第13号) 上は題名を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に修正した。	内閣	6/7	6/9	修正		6/13	修正	6/15	可決	6/16	可決	6/23 (68)
211	性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(西村智奈美君外13名提出、衆法第14号)	内閣	5/26	6/9	否決		6/13	否決					
211	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外11名提出、衆法第15号)	地域・ こども・ デジタル	6/20					閉会中 審査					
211	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(阿部司君外4名提出、衆法第16号)	内閣	6/7		審査 未了								
211	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第17号)	審査省略					6/1	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/16 (62)
211	良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第18号)	審査省略					6/1	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (57)
211	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第19号)	審査省略					6/1	可決	6/8	可決	6/9	可決	6/16 (55)
211	活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第20号)	審査省略					6/6	可決	6/9	可決	6/14	可決	6/16 (60)
211	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第21号)	審査省略					6/6	可決	6/9	可決	6/14	可決	6/16 (59)
211	公立学校働き方改革の推進に関する法律案(城井崇君外10名提出、衆法第22号)	文部科学	6/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	インターネット投票の導入の推進に関する法律案(落合貴之君外14名提出、衆法第23号)	倫理選挙	6/20					閉会中 審査					
211	共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(厚生労働委員長提出、衆法第24号)	審査省略					6/8	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/16 (65)
211	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出、衆法第25号)	審査省略					6/8	可決	6/20	可決	6/21	可決	6/30 (72)
211	令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第26号)	審査省略					6/13	可決	6/14	可決	6/16	可決	6/16 (64)
211	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(守島正君外3名提出、衆法第27号)	議院運営	6/20					閉会中 審査					
211	国家公務員法の一部を改正する法律案(守島正君外14名提出、衆法第28号)	内閣	6/20					閉会中 審査					
211	消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(階猛君外8名提出、衆法第29号)	財務金融	6/20					閉会中 審査					
211	持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(櫻井周君外5名提出、衆法第30号)	内閣	6/20					閉会中 審査					
211	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、衆法第31号)	内閣	6/20					閉会中 審査					
211	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、衆法第32号)	内閣	6/20					閉会中 審査					
211	新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案(小川淳也君外9名提出、衆法第33号)	厚生労働	6/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
211	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案（早稲田ゆき君外9名提出、衆法第34号）	厚生労働	6/20						閉会中 審査					
211	宗教法人法の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、衆法第35号）	文部科学	6/20						閉会中 審査					
211	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、衆法第36号）	法 務	6/20						閉会中 審査					
211	公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案（住吉寛紀君外3名提出、衆法第37号）	財務金融	6/20						閉会中 審査					
211	財政法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、衆法第38号）	財務金融	6/20						閉会中 審査					
211	我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外6名提出、衆法第39号）	議院運営	6/20						閉会中 審査					
211	国会法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、衆法第40号）	議院運営	6/20						閉会中 審査					
211	保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外11名提出、衆法第41号）	地 域・ こども・ デジタル	6/20						閉会中 審査					
211	国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第42号）	内 閣	6/20						閉会中 審査					
211	国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第43号）	内 閣	6/20						閉会中 審査					
211	公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、衆法第44号）	内 閣	6/20						閉会中 審査					
211	地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第45号）	総 務	6/20						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
211	地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、衆法第46号)	総務	6/20					閉会中 審査					
211	我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁土君外3名提出、衆法第47号)	内閣	6/20					閉会中 審査					
211	国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外5名提出、衆法第48号)	議院運営	6/20					閉会中 審査					
211	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外5名提出、衆法第49号)	議院運営	6/20					閉会中 審査					
211	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外3名提出、衆法第50号)	議院運営	6/20					閉会中 審査					
211	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第51号)	審査省略					6/20	可決	6/21	可決	6/21	可決	6/30 (70)
211	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第52号)	審査省略					6/20	可決	6/21	可決	6/21	可決	6/30 (71)

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
211	こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第1号)											審議 未了	
211	障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第2号)											審議 未了	
211	こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付について非課税とするために講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第3号)											審議 未了	
211	総合的経済安全保障施策推進法案(大塚耕平君外2名提出、参法第4号)											審議 未了	
211	財政法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
211	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沼巧君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
211	民法の一部を改正する法律案(仁比聡平君提出、参法第7号)											審議 未了	
211	難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外3名提出、参法第8号)										審査 未了		
211	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外3名提出、参法第9号)										審査 未了		
211	我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第10号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
211	自動車盗難対策等の推進に関する法律案(浜口誠君外5名提出、参法第11号)											審議 未了	
211	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(浜口誠君外5名提出、参法第12号)											審議 未了	
211	一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(浜口誠君外2名提出、参法第13号)											審議 未了	
211	公職選挙法の一部を改正する法律案(片山大介君外3名提出、参法第14号)											審議 未了	
211	刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案(山添拓君提出、参法第15号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
211	令和5年度一般会計予算	予 算	1/23	2/28	可決	2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決
211	令和5年度特別会計予算	予 算	1/23	2/28	可決	2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決
211	令和5年度政府関係機関予算	予 算	1/23	2/28	可決	2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
211	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/16	3/29	承認	3/30	承認	4/27	承認	4/28	承認
211	日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	3/16	3/29	承認	3/30	承認	4/27	承認	4/28	承認
211	平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/11	4/14	承認	4/18	承認	5/11	承認	5/12	承認
211	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/18	4/26	承認	4/27	承認	5/23	承認	5/24	承認
211	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/18	4/26	承認	4/27	承認	5/23	承認	5/24	承認
211	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/18	4/26	承認	4/27	承認	5/23	承認	5/24	承認
211	航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/11	4/14	承認	4/18	承認	5/11	承認	5/12	承認
211	調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	4/25	5/10	承認	5/12	承認	6/8	承認	6/9	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
211	協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第2追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	4/11	4/14	承認	4/18	承認	5/11	承認	5/12	承認
211	2022年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	4/25	5/10	承認	5/12	承認	6/8	承認	6/9	承認
211	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	4/25	5/10	承認	5/12	承認	6/8	承認	6/9	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
211	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/13	3/16	承認	有	3/24	承認	3/30	承認	3/30	承認
211	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	国土交通	5/23	5/24	承認		5/25	承認	6/8	承認	6/9	承認
211	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	経済産業	6/6	6/9	承認		6/13	承認	6/15	承認	6/16	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
208	令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
208	令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/23	4/10	承諾	4/13	承諾	5/22	承諾	5/24	承諾
211	令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				
211	令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				
211	令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
211	令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				
211	令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				
211	令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜決 算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/23	6/12	一部批難	6/13	議決	/
	平成30年度特別会計歳入歳出決算							
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成30年度政府関係機関決算書							
203	令和元年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/23	6/12	一部批難	6/13	議決	/
	令和元年度特別会計歳入歳出決算							
	令和元年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和元年度政府関係機関決算書							
207	令和2年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/23				閉会中審査	/
	令和2年度特別会計歳入歳出決算							
	令和2年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和2年度政府関係機関決算書							
210	令和3年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/23				閉会中審査	/
	令和3年度特別会計歳入歳出決算							
	令和3年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和3年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/23	6/12	是認	6/13	是認	
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/23	6/12	是認	6/13	是認	
203	令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/23	6/12	是認	6/13	是認	
203	令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/23	6/12	是認	6/13	是認	
207	令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/23				閉会中審査	
207	令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/23				閉会中審査	
210	令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/23				閉会中審査	
210	令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/23				閉会中審査	

< NHK決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
207	日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/23		審査未了			
210	日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/23		審査未了			

[決議案]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
211	財務金融委員長塚田一郎君解任決議案 (安住淳君外2名提出)	審査省略				5/12	否決
211	財務大臣鈴木俊一君不信任決議案 (末松義規君外5名提出)	審査省略				5/18	否決
211	岸田内閣不信任決議案 (安住淳君外18名提出)	審査省略				6/16	否決

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
211	持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	2/28
211	国土強靱化の推進に関する件	災害対策	6/ 2

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案 （内閣提出第6号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合は、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る事態又は新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置されている間において、指定行政機関の長、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとすること。
- 2 地方公共団体の事務の代行等について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定により実施する措置に加え、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により実施する措置についても代行等が可能となるよう対象事務を拡大するとともに、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、対策本部が設置されている間において代行等を行うことができることとすること。
- 3 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る事態又は新型インフルエンザ等緊急事態において、都道府県知事が正当な理由なく要請に応じない者に対し命令を行うに当たって勘案する事項を法令上明確化すること。
- 4 新型インフルエンザ等対策に係る費用について都道府県又は市町村の負担を軽減するために特別の交付金の交付に関する規定を設けるとともに、地方債の起債の特例を設けること。

二 内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を設

置すること。

2 統括庁は、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策に係る司令塔機能を強化するため、対策本部長である内閣総理大臣を助け、行政各部の対応を強力に統括することとする。

3 統括庁に内閣感染症危機管理監等を置くこと。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議における「今後とも社会経済財政への影響、財源のあり方、施策の効果などについて多面的に検証が行われ、的確に政策が進められることを求めたい。」との指摘を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応について、飲食業、旅行業、宿泊業等に係る事業者の意見の聴取も含め、更なる検証を行った上で、その結果を公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。特に予算に関しては、会計検査院の指摘も踏まえ、全体像の把握、使途の精査及び効果検証を行うこと。また、地方公共団体の財政措置をめぐる改正については、地方公共団体の意見を聴取し、国の財政措置の責任を単に地方公共団体に転嫁するものとならないよう、慎重に運用すること。
- 二 内閣官房及び内閣府の業務の肥大化を防止するため、事務及び組織について不断の見直しを行うこと。また、法律に基づく内閣官房及び内閣府への業務の追加は、平成27年1月27日の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務見直しについて」等を踏まえ、内閣の司令塔機能など本来の役割を十分発揮するために必要不可欠なものに限るとともに、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。
- 三 内閣感染症危機管理統括庁は、医療のみならず、行動経済学、データ分析、心理学、危機管理、広報、デジタルなど多様な専門的知見を活用できる体制を確保すること。
- 四 内閣感染症危機管理統括庁及び国立健康危機管理研究機構は、常時情報を共有するなど緊密な連携を確保すること。
- 五 内閣危機管理監については、内閣全体の危機管理という所掌事務の特殊性及び重要性に鑑み、感染症危機管理においても、その役割を十全に果たせる

よう、運用上の役割を明確にすること。

- 六 内閣における危機管理に係る人材の育成に努めるとともに、危機管理人材育成に係る研修プログラムを充実させ、関係職員の資質向上を図ること。
- 七 感染症対応の初動期において、新型インフルエンザ等対策本部と各府省庁又は都道府県との間の調整が難航した場合には、内閣感染症危機管理統括庁は、新型インフルエンザ等対策本部長の指示権の行使については、慎重な検討に努め、あらかじめ各府省庁又は都道府県の意見を十分に聴き取り、当該意見を尊重しつつ総合調整に努めること。
- 八 感染を防止するための協力要請等に関し、都道府県知事が事業者等に命令する際に勘案すべき事項を定める政令については、当該都道府県知事による機動的かつ臨機応変な意思決定を阻害することのない内容とすること。
- 九 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）の策定に当たっては、感染症対応に有用な情報を、平時から効率的・統合的に収集・管理するための情報基盤の整備と普及策について検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。
- 十 感染症対応の初動期において、より機動的かつ効果的に感染拡大を防ぐため、あらかじめ都道府県と協議の上、国の都道府県に対する財政支援の在り方を検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。
- 十一 起債の特例に関し、地方債の用途を定める総務省令については、未知の感染症の発生にも対応できるよう、感染症対策に係る最新の専門的知見を活かすため、不断の見直しを行うこと。

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（内閣提出第23号）

要旨

本案は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定受託事業者に係る取引の適正化

- 1 業務委託事業者は、業務委託をした特定受託事業者に対し、原則として、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を、書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。

2 特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合の報酬の支払期日は、給付の受領日から起算して60日以内のできる限り短い期間内において、定められなければならないものとする。

3 一定期間以上継続して行われる業務委託について、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減じてはならないこと等、特定業務委託事業者の遵守事項を定めること。

二 特定受託業務従事者の就業環境の整備

1 特定業務委託事業者は、広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、必要な配慮をしなければならないものとする。

3 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者に対するハラスメント行為により、その就業環境を害することのないよう、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じなければならないものとする。

4 特定業務委託事業者は、継続的業務委託について、契約の解除をしようとする場合等には、原則として、少なくとも30日前までに予告しなければならないものとする。

三 公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、この法律の違反行為があった場合等には、特定業務委託事業者等に対し、指導、助言、勧告、命令、公表等を行うことができるものとする。

四 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講ずるものとする。

五 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 特定受託事業者であるか否かを問わず、業務委託の相手方である者からの相談を受ける体制を整備し、その相談窓口を周知すること。

- 二 報酬の決定に際し、特定受託業務従事者の安全及び衛生に係る必要な経費が確保されるよう、本法に基づき必要な対応を検討すること。
- 三 業務委託契約を締結するに当たっては、特定受託業務従事者の安全と衛生に配慮し、心身の健康を害する就業時間数等にならない期日を設定するよう、必要な措置を講ずること。
- 四 仲介事業者を通じて業務を受託する特定受託事業者もいることを踏まえ、業務委託を仲介する事業者の実態を把握するとともに、質の確保の観点から、本法の適用対象とならない仲介事業者に対する規制の必要性について検討すること。
- 五 雇用によらない働き方をする者の就業者保護の在り方について、本法の施行状況や就業の実態等を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。
- 六 本法の実効性を確保するため、本法に基づく省令・指針等を定めるに際しては、業界・業種によって契約内容が大きく異なるため、それぞれの業界及び当事者の意見を踏まえた省令・指針等を定めること。
- 七 本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。
- 八 本法施行後の実態把握に努めるとともに、施行後3年を目途とした見直しを行うに当たっては、当事者を含む関係者からの意見を聴取して検討を行うこと。
- 九 業務委託で給付や報酬その他の条件を明示する方法は、契約書や発注書の形式だけではなく、ダウンロード機能を持ったサービスを用いるなどしてメールのみならずその他の電磁的手法を用いて箇条書きする等、受発注者の双方に過剰な負担とならない方法も認めることを検討すること。
- 十 明示する内容は、業務内容、成果物、報酬額に加え、納期、納品場所、支払方法、変更解除条件等も含めることを検討すること。
- 十一 委託事業者の禁止事項については、本法の運用状況を検証しつつ、拡充も視野に検討すること。
- 十二 長期に継続的に契約している場合の契約の保護として、本法の施行状況等を踏まえつつ、中途解除時等の事前予告の在り方について検討すること。
- 十三 ハラスメント再発防止対策を特定業務委託事業者の義務とすることを指針等において明確化するとともに、事案に係る事実関係の調査やハラスメント防止対策に係る研修等の在り方を検討すること。また、特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番におい

て適切な相談対応を図ること。

十四 特定受託事業者の疾病、障害、死亡、廃業などのライフリスク対策について検討すること。

十五 偽装フリーランスや準従属労働者の保護については、労働基準監督署等が積極的に聴取し確認すること。

十六 労働基準法上の労働者に当たる者に対し、労働関係法令が適切に適用されるような方策を検討すること。

十七 業務委託をする場合に作成する書面等で明示すべき項目については、あらかじめ具体的な指針を示し、十分に周知を図ること。また、主な違反事例等についての情報を整理し、公表すること。

十八 業務委託事業者が、報酬減額等の不利益取扱いを示唆して、消費税免税事業者である特定受託事業者に対し、課税事業者となるよう一方的に通告しないよう、業務委託事業者に周知徹底すること。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 被害者の保護に被害者の自立を支援することを含むものとし、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項について、国、地方公共団体及び民間の団体の連携・協力に関する事項を追加すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、協議会の事務に関する守秘義務等を設け、被害者の保護を図るために必要な情報の交換等を行うこと。

三 保護命令制度の拡充等

1 接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者に、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者を追加するとともに、その要件を更なる身体に対する暴力等により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときへ拡大するほか、接近禁止命令等の期間を

1 年間へ伸長すること。

- 2 被害者への電話等禁止命令の対象行為に、緊急やむを得ない場合を除き、連続して文書を送付し、又はSNS等により通信文等を送信すること、性的羞恥心を害する電磁的記録を送信すること、被害者の承諾を得ないで位置情報記録・送信装置によりその位置情報を取得すること等を追加すること。
- 3 子への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子に対して、緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけること等を禁止する命令を創設すること。
- 4 退去等命令について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物等の所有者又は賃借人が被害者のみである場合であって被害者の申立てがあったときは、当該命令の期間を6月間とする特則を設けること。
- 5 保護命令に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するものとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。
- 二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。
- 三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。
- 四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約12日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよ

- う、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。
- 五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。
- 六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。
- 七 DVの防止に資するため、DVを受けている者を発見した者がその旨を通報する努力義務について、十分に周知すること。
- 八 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。
- 九 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。
- 十 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。
- 十一 DVの被害を受けた女性の約4割、男性の約6割は誰にも相談しなかったとの調査結果も踏まえ、被害者が女性の場合のみならず、被害者が男性の場合や、同性カップル間の暴力も含めDV被害者が相談しやすい体制を整備すること。
- 十二 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。
- 十三 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。
- 十四 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。
- 十五 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について

記載するよう努めること。

○孤独・孤立対策推進法案（内閣提出第36号）要旨

本案は、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること等を基本理念として孤独・孤立対策を行わなければならないこと。
- 二 国及び地方公共団体の責務、国民の努力、関係者の連携及び協力等について定めること。
- 三 孤独・孤立対策に関する施策として、その推進を図るための重点計画の作成、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、相談支援の推進、関係者相互の連携及び協働の促進、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援並びに孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進について定めること。
- 四 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、当事者等に対する支援に関係する機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めること。協議会は、その目的を達成するため、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行い、その結果に基づき協議会の構成機関等が支援を行うこと。また、協議会は、その構成機関等に対し支援の対象となる当事者等に関する情報の提供等の必要な協力を求めることができることとし、協議会の事務に従事する者等は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- 五 内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とする孤独・孤立対策推進本部を設置すること。同本部は、孤独・孤立対策の重点計画を作成し、

その実施を推進すること等をつかさどること。また、内閣府の事務に孤独・孤立対策の推進に関する事務を追加すること。

六 この法律は、令和6年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすること。
- 二 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
- 三 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
- 四 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行うこと。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設
 - 1 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工したものを仮名加工医療情報と定義し、その取扱いについての規定を整備すること。
 - 2 医療情報を加工等して仮名加工医療情報を作成する事業を適切かつ確実に行うことができる者を、認定仮名加工医療情報作成事業者として認定する制度を設けること。

- 3 認定仮名加工医療情報作成事業者が作成した仮名加工医療情報の提供を受け医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者を、認定仮名加工医療情報利用事業者として認定する制度を設けること。
- 二 認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みを整備すること。
- 三 医療情報取扱事業者に対し、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に努めるように求める規定を設けること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用について、多くの府省が関与していることに鑑み、政府の司令塔機能を明確にし、あるべき全体像を示すとともに、必要に応じて速やかに制度を整備すること。
- 二 仮名加工医療情報については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があることに鑑み、安全管理措置に係る厳格な基準を策定すること。
- 三 医療情報の第三者提供については、本人への通知が行われていない医療情報の提供など、医療情報の不適切な取扱いが生じないように、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、安全管理措置の徹底を図ること。
- 四 匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用を推進するため、医療情報取扱事業者、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者等に対し、必要な措置を講ずること。
- 五 匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報を利活用する事業者から徴収する利用料が、認定匿名加工医療情報作成事業者等の運営の実態に照らして適正なものとなるよう促すこと。
- 六 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報について、個人の権利利益の保護を図りつつ効果的に利活用することができるよう、規格の適正化を推進するとともに、官民の医療情報に係るデータベース間の連携を一層緊密化すること。
- 七 仮名加工医療情報の利活用については、認定仮名加工医療情報利用事業者

による研究の進捗を確認する等、我が国の医療発展や国際競争力の強化等につながるよう留意すること。

八 医療情報の第三者提供に際して本人に通知するに当たっては、仮名加工医療情報については他の情報と照合することにより特定の個人の識別が行われ得ること等を踏まえ、医療情報がどのように利活用されるのかを本人が理解しやすくするため、通知内容を丁寧なものとするよう配慮すること。

九 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進に当たっては、基本方針に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置が明記されていること、科学技術・イノベーション基本計画において倫理的、法的及び社会的課題への対応を掲げていること等を踏まえ、有識者を交えた会議において、利活用に伴って生じ得る倫理的問題等を総合的に議論することを検討すること。

○性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案 (新藤義孝君外5名提出、衆法第13号) 要旨

本案は、性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精神を^{かん}涵養し、もって性的指向及び性同一性の多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいうこと。また、「性同一性」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこと。
- 二 性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性同一性を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないことを基本理念とすること。
- 三 国及び地方公共団体の役割並びに事業主等の努力について定めること。
- 四 政府は、毎年1回、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。

五 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。

六 学術研究等の推進及び知識の着実な普及等について定めること。

七 政府は、関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・性同一性理解増進連絡会議を設け、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

八 この法律は、公布の日から施行すること。

九 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(修正要旨)

一 題名を含め、「性同一性」の文言を「ジェンダーアイデンティティ」に改めること。

二 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

【総務委員会】

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年末まで据え置くこととした一方、今後3年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずること。
- 二 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等を行うこと。
- 三 航空機燃料譲与税について、譲与割合の特例措置の見直しを行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和5年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

- (一) 令和5年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額154億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額2,200億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額1兆3,000億円及び同特別会計借入金利子支払額572億円等を控除した額18兆3,611億円とすること。
- (二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和5年度の償還額を増額し、令和35年度までに償還することとする。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和7年度まで延長するとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、

令和5年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和5年度分の地方交付税の総額に654億円を加算するほか、令和5年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方財政法の一部改正

令和5年度から令和7年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。

三 施行期日

この法律は、令和5年4月1日から施行すること。

○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申等にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

1 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

(一) 普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織され、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使することを明確化すること。

(二) (一)の議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを明確化すること。

2 地方議会に係る手続のオンライン化

普通地方公共団体の議会又は議長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知及び議会等が行う通知のうち議会に関する規定において文書等により行うことが規定されているものについては、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員に比べて短い会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとする。

三 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

- 1 普通地方公共団体の長は、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事務を委託することができるものとする。
- 2 1による委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）について、公金事務の一部の再委託、会計管理者による検査、帳簿保存等の義務、指定の取消し等に係る規定を整備すること。
- 3 原則として全ての歳入等の収納事務について、普通地方公共団体の長の判断で指定公金事務取扱者に委託することができるものとするなど、普通地方公共団体の長が1により公金事務を委託することができる歳入等又は歳出の範囲等について規定すること。

四 施行期日

この法律は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、一の1は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大及び議会運営の合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。
- 二 多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。
- 三 地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就

業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。

四 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第33次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するため、各議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。

五 小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、適切に地方財政措置を講ずること。

六 今後も人口減少の進行が見込まれていることに鑑み、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。

七 地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、会計年度任用職員を始め非常勤職員の勤務条件に関し、職務給の原則を踏まえた給与決定や業務に応じた勤務時間の適切な設定について地方公共団体に対し適切に助言するとともに、引き続き短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について検討を進めること。また、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めること。

八 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに当たっては、適正な公金取扱いを確保するため、指定公金事務取扱者に対する検査等が適切に実施されるよう、地方公共団体に対して必要な助言を行うこと。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用することを可

能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

異なる放送対象地域の基幹放送事業者が、地域性確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、同一の放送番組の放送を同時に行うことができることとする認定制度を設けること。

二 複数の地上基幹放送事業者による中継局の共同利用

1 地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を受けた上で、他者の中継局を用いて地上基幹放送を行うことを可能とすること。

2 日本放送協会が、その子会社が中継局を保有することを条件として、中継局を他の地上基幹放送事業者と共同で利用し地上基幹放送を行うことを可能とすること。

三 基幹放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備

基幹放送事業者に対し、委託等の外部利用先も含め、放送設備の運用のための業務管理体制について基準適合維持義務を課すとともに、その履行を担保するための監督規定等を設けること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 政府は、基幹放送事業者が本法による特定放送番組同一化を行う場合における地域性確保措置については、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する固有の需要を引き続き満たせるよう、有効な当該措置となり得る典型例を示すなどの取組を行うとともに、当該措置の実効性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。

二 協会は、基幹放送局提供子会社の設立や当該子会社が提供する中継局設備の民間放送事業者との共同利用が、受信料を基にして行われることに鑑み、協会の資産を適切に使用するよう留意するとともに、広く国民・視聴者の理解を得られるようにすること。また、中継局設備の保守運用に係るコストが民間放送事業者よりも高いとの指摘もあることから、その要因を分析し不断に見直すとともに、共同利用を行う民間放送事業者の過度の負担とならないようにすること。

- 三 政府は、特定放送番組同一化及び中継局設備の共同利用が柔軟な事業運営を可能とするためのものであることを踏まえ、基幹放送事業者が利用しやすいものとなるよう、その要件・手続等の明確化・透明化を図ること。
- 四 政府は、令和5年3月の省令改正によるマスメディア集中排除原則の緩和後においても、基幹放送事業者によるそれぞれの放送対象地域における放送番組の多様性が確保されるよう、不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 五 政府は、協会及び各地の民間放送事業者が行ってきた放送が、災害情報や地域情報等の発信等において重要な社会的役割を果たしてきたこと、また、通信と放送の融合が一層進展していることに鑑み、引き続き視聴者へ良質なコンテンツを提供するなど放送の持続的な維持・発展を可能とするため、地方ローカル局の経営合理化など、その将来的な経営の在り方を含めた放送の今後の在り方について不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 六 政府は、デジタル社会を支え、国民生活に必要な不可欠な放送・情報通信インフラの整備の推進、維持管理の確保に万全を期すこと。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和5年度収支予算等については、「令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から1割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価ができる。」とした上で、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ450億円減少の6,440億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ170億円減少の6,720億円となっており、事業収支における不足280億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填する。

- 2 受信料の額は、令和5年9月30日までは、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等、前年度どおりであり、令和5年10月1日以降は、月額で、地上契約1,100円、衛星契約1,950円等となっている。

二 事業計画

- 1 放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

このほか、衛星波のうち、BS1、BSプレミアム、BS4Kの整理を行い、令和5年12月に新BS2K（仮称）、新BS4K（仮称）の放送を開始する。また、2Kのうち一波は衛星波削減の円滑な実施に向けた周知等を行い、令和6年3月末で終了する。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとと

- もに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- 6 受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、効率的な契約・収納活動を推進するとともに、受信料収入の確保に努める。
 - 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
 - 8 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
 - 9 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
 - 10 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

三 資金計画

令和5年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,707億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,090億円をもって施行する。

(附帯決議)

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。
- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者

に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

四 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、訪問によらない営業との関係も含め、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和4年の放送法改正により導入された割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

五 協会は、令和5年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

六 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

七 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。

八 協会は、子会社及び関連公益法人等を含むグループ全体としての経営改革について、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、その結果を踏まえ、組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。また、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、より効率的かつ透明な手続による調達の推進

に取り組むこと。

九 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

十 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十一 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

十二 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

十三 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、二度の社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十四 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

<委員会決議>

○持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が住民生活に必要な行政サー

ビスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

- 一 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する行政需要に合わせて充実させるよう最大限努力すること。
- 二 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、地域社会のデジタル化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 三 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、社会保障関係費の自然増、保健所における感染症対策等のための人員配置に係る経費を適切に反映するとともに、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。
- 四 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、年度途中に税収の見込額が減額される場合には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 六 ふるさと納税制度に関しては、応益原則に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。
- 七 森林環境税及び森林環境譲与税については、地方団体が実施する森林の整

- 備及びその促進に関する施策の取組状況や地方団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各地方団体への支援を行うとともに、森林吸収源対策を一層推進することが重要となっている状況に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。
- 八 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。
- 九 臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 十 今後とも、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。
- 十一 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、引き続き国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行うこと。
- 十二 地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。
- 十三 光熱費高騰を始めとする物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。
- 十四 マイナンバーカードの普及促進に当たっては、交付率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、マイナンバーカードの取得が任意であることを踏まえ、カードを取得していない方についても、必要な行政サービスが受けられないことのないようにすること。
- 十五 東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保するなど、万全の支援措置を講ずること。
- 十六 近年、集中豪雨、台風、地震、豪雪などの自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを

踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策の推進や、被災地の迅速な復旧・復興に取り組むことができるよう、十分な人的・財政的支援を行うこと。

右決議する。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事補の員数を15人減少すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少すること。
- 三 この法律は、令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日、令和2年4月3日、令和3年3月12日及び令和4年3月9日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境

を整えること。

○仲裁法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 暫定保全措置の内容及び手続に関する規定の整備

- 1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる旨の規定を設けること。
 - (一) 金銭の支払を目的とする債権について、金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。
 - (二) 財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。
 - (三) 紛争の対象となる物又は権利関係について、著しい損害又は急迫の危険の発生防止のための措置をとり、又は変更前の原状の回復をすること。
 - (四) 仲裁手続の審理を妨げる行為を禁止すること。
 - (五) 仲裁手続の審理に必要な証拠の廃棄その他の行為を禁止すること。
- 2 1の措置を講ずることを命ずる命令（以下「暫定保全措置命令」という。）を発する際の担保の提供、暫定保全措置命令の取消し等に関する規定を設けること。

二 暫定保全措置命令の執行等認可決定に係る規定の新設

暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。）の申立てをした者の申立てにより、裁判所が、次の1又は2の決定をする手続を創設すること。

- 1 暫定保全措置命令のうち1(三)の措置を講ずることを命ずるものについて、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定
- 2 暫定保全措置命令のうち1(一)、(二)、(四)又は(五)の措置を講ずることを命ずるものについて、当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあるときに、裁判所が違反金支払命令を発することを許す旨の決定

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に仲裁手続に関して裁判所で行う手続に係る競合管轄を認める旨の規定、一定の場合に仲裁判断書等の訳文を添付

することの省略を認める規定等を設けること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案 (内閣提出第29号) 要旨

本案は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国際和解合意の定義

当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が、一定の法律関係に関する民事上の紛争について和解の仲介を行う手続において成立した合意であって、国際性（①当事者又はその親会社の本店が日本国外にある場合、②当事者が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（2以上の事務所又は営業所を有する場合には、紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。③において同じ。）を有する場合、③当事者が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく義務履行地又は合意の対象事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なる場合）を有する合意を「国際和解合意」と定義すること。

二 適用範囲

- 1 国際和解合意のうち、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約又は同条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを執行力を付与する対象とすること。
- 2 国際和解合意のうち消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争に関するものを執行力を付与する対象から除くものとする。

三 国際和解合意に係る執行決定

- 1 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをする必要がある旨を定めること。
- 2 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備すること。

四 施行期日

この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第30号) 要旨

本案は、我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の实情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定和解への執行力の付与

1 特定和解の定義

認証紛争解決手続において成立した和解であつて、当事者が当該和解に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを「特定和解」と定義すること。

2 特定和解に係る執行決定

- (一) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをする必要がある旨を定めること。
- (二) 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備すること。

3 適用除外

消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争に関する特定和解及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」に規定する国際和解合意に該当する特定和解については、2の規定の適用を除外すること。

二 利用者等に対する情報提供

認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供について、現行の事務所での掲示による方法によるほか、インターネットの利用その他の方法により公表する方法によることもできるものとする。

三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改め、公判期日への不出頭罪等を新設するほか、保釈等をされた者に対する監督者制度、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度等の創設等を行うとともに、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保

1 逃走の罪の構成要件及び法定刑の改正

逃走罪及び加重逃走罪の主体を拡張するとともに、逃走罪の法定刑を「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げること。

2 公判期日への不出頭罪等の新設

保釈中又は勾留執行停止中の被告人が公判期日に出頭しない行為等について、2年以下の拘禁刑に処することとすること。

3 保釈又は勾留執行停止をされた者に対する監督者制度の創設

保釈中又は勾留執行停止中の者を監督する者を裁判所が選任できることとすること。

4 拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設

拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、裁判所の許可なく出国してはならないこととすること。

5 位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設

保釈された者が国外に逃亡することを防止するため、裁判所の命令により位置測定端末を装着させ、飛行場の周辺等の所在禁止区域への所在等の事由の発生を検知できることとすること。

二 犯罪被害者等の情報保護

犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿できることとすること。

三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。
- 二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。
- 三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。
- 四 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないことがないように、制度の趣旨を周知すること。
- 五 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。
- 六 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするもので、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 一 難民に準じて保護すべき者を補完的保護対象者として認定する手続を創設し、これを適切に保護するための規定を整備すること。
- 二 退去強制令書の発付前において本邦への在留を希望する外国人からの在留特別許可の申請を可能とするとともに、在留特別許可の判断に際しての考慮事情を明示すること。
- 三 一定の事由により退去強制を受ける者を送還先に送還することが困難である場合に、その者に対し、本邦からの退去を義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備すること。
- 四 難民認定手続中は一律に送還が停止されるとする送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とすること。
- 五 退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、素行等を考慮して相当と認められる者について、その申請により、速やかに自費出国をした場合には上陸拒否期間を短縮することができることとする制度を設けること。
- 六 監理措置の制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに退去強制手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、3か月ごとに、監理措置に付すか否かを必要的に見直すこととする。
- 七 仮放免制度について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断をするに当たっては、医師の意見を聴くなどして、その者の健康状態に十分配慮することなどを明記すること。
- 八 入国者収容所等における被収容者の処遇について、保健衛生及び医療、外部交通等に関する事項を明確化するため、具体的な規定を整備すること。
- 九 16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間を見直すこと。
- 十 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮に関する規定の追加

難民調査官は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

二 難民の認定等を適正に行うための措置に関する規定の追加

1 法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2 難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

三 収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に関する規定の追加

改正後の出入国管理及び難民認定法に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、容疑者等の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、監理措置決定をしない理由又は仮放免を不許可とした理由を書面により通知する場合において、その理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正その他の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 刑法の一部改正

1 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

(一) 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用い

て整理し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とすること。

(二) 13歳以上16歳未満の者に対し、当該者より5歳以上年長の者がわいせつな行為又は性交等をしたときは、不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪として処罰することとする。

(三) 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなものを性交等に含めること。

2 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等について、罰則を新設すること。

二 刑事訴訟法の一部改正

1 性犯罪についての公訴時効期間の延長

性犯罪について、公訴時効期間を5年延長するとともに、被害者が18歳未満である場合には、その者が18歳に達するまでの期間に相当する期間、更に公訴時効期間を延長すること。

2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができることとする。

三 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

(修正要旨)

一 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措

置を講ずるものとするとともに、この検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

- 二 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第1条の規定による改正後の刑法第176条第3項及び第177条第3項の規定において、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第1条の規定による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第21条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を

行うこと。

- 三 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。
- 四 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。
- 五 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。
- 六 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえず不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。
- 七 附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。

八 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。

九 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能としようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰等

1 性的姿態等撮影罪、性的影像記録提供罪等の新設

性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供する行為、性的な姿態の影像を電気通信回線を通じて不特定又は多数の者に送信する行為、当該送信された影像を記録する行為等について、罰則を新設すること。

2 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

1の撮影する行為等の犯罪行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とすること。

二 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能とする制度の導入

1 検察官は、その保管している押収物が一1の撮影する行為により生じた物若しくはこれを複写した物又は児童ポルノ等である場合において、当該押収物が電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する措置を講ずることができるものとし、当該押収物が電磁的記録を

記録したものでないときは、これを廃棄することができるものとする。

2 押収物に記録されている電磁的記録が、捜査段階等においていわゆるリモートアクセスによる複写がされたものであって、リモートアクセス先の記録媒体に複写元の電磁的記録が残存しているときは、電子計算機で消去をする権限を有する者に対し、その消去を命ずることができるものとする。

3 1及び2の措置に関する聴聞手続、検察庁の長に対する不服申立て手続等に関する規定の整備を行うこと。

三 施行期日

1 一は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 二は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員に対する盗撮が社会問題となっていることを踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、13歳以上16歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第4章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第2条第1項第4号において13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第2号及び第3号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、18歳以上の者が16歳

未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第2号で定める改正後の刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第2条第1項第3号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）要旨

本案は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民事執行法等の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員等による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定すること。
- 2 申立て等に係る書面の電磁的記録化に係る規定及び事件記録のうち電磁

的記録に係る部分についての閲覧等の規定を整備するとともに、裁判書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設すること。

3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の制度を創設すること。

4 映像と音声の送受信による通話の方法又は音声の送受信による通話の方法により期日における手続を行うことを可能とする規定を整備すること。

二 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

民事執行手続等の申立ての手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、申立ての手数料等の一部にする等の措置を講ずること。

三 公証人法の一部改正

1 公正証書は原則として電磁的記録をもって作成するものとするとともに、その作成の際に講ずべき公証人の電子署名等の規定を整備すること。

2 映像と音声の送受信による通話の方法により公証人と嘱託人等とが公正証書を作成するために必要な手続を行うことを可能とする規定を整備すること。

3 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録された事項の証明及び閲覧に関する規定を整備すること。

四 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。

二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現さ

れるよう、より一層の検討に努めること。

三 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。

四 情報通信技術が進展する中、ウェブ会議におけるなりすましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。

五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。

六 民事関係手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的体制の整備及び予算の確保に努めること。

七 民事関係手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。

八 第389条の規定による検討については、本法の施行状況、施行後の情報通信技術の進展やプライバシーに関する規範意識の動向等を踏まえて、適時に行うこと。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、在外公館の新設、在外公館の位置の地名の変更、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当の加算額の限度の引上げ及び支給に係る例外規定の整備並びに外務公務員の研修員手当の支給額の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在ウクライナ日本国大使館、在カザフスタン日本国大使館及び在モルドバ日本国大使館の位置の地名をそれぞれ「キエフ」から「キーウ」に、「ヌルスルタン」から「アスタナ」に、及び「キシニョフ」から「キシナウ」に変更すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当について加算額の限度を43,000円から51,000円に引き上げるとともに、在外公館に勤務する外務公務員がやむを得ない事情により帰国又は新在勤地への転勤を命ぜられた場合に納付済みの学費等を子女教育手当として支給することができるよう例外規定を整備すること。
- 五 外務公務員の研修員手当の支給額を改定すること。
- 六 この法律は、令和5年4月1日から施行すること。ただし、一の在ローマ国際機関日本政府代表部新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国とオーストラリアとの間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「文民構成員」とは、両締約国が相互に別段の決定を

行う場合を除くほか、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊を、オーストラリアについてはオーストラリア国防軍をそれぞれいう。以下同じ。）であつて、他方の締約国の同意を得て、二の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。

- 二 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。
- 三 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。
- 四 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。
- 五 両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。
- 六 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構成員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中の負傷又は死亡が、この協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。
- 七 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、五の援助がこの協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる職員であって、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊を、英国については英国軍をそれぞれいう。以下同じ。）であって、他方の締約国の同意を得て、二の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。
- 二 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であって接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。
- 三 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。
- 四 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。
- 五 両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。
- 六 一方の締約国は、自国の部隊又は文民構成員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中の負傷又は死亡

が、この協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。

七 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、五の援助がこの協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）間の宇宙協力を一層拡大し深化させるため、実施機関間で個別の協力活動を行う際の基本事項について包括的に定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定が適用される共同活動の分野は、宇宙科学（月に関する科学を含む。）、地球科学等とすることとし、共同活動に含めることができる協力の形態は、宇宙機及び宇宙研究プラットフォームの利用、有人宇宙飛行の運用等とすること。また、この協定に基づく全ての活動は、適用される全ての法令（国際法を含む。）に従って行うこと。

二 共同活動の諸条件については、日本国政府が指定する実施機関（宇宙航空研究開発機構（JAXA）等）とアメリカ合衆国政府が指定する実施機関（航空宇宙局（NASA）等）との間の実施取決めで定めること。なお、いずれの一方の当事国政府も、必要に応じて、特定の共同活動のための追加的な実施機関を指定することができること。

三 各当事国政府は、この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの輸出入に関し、税の免除を確保するとともに、手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払うこと。

四 両当事国政府は、共同活動の実施のために必要な物品及び技術データ（ソフトウェアを含む。）のみを移転する義務を負うこと。

- 五 共同活動の実施において、専ら一方の当事国政府等によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益については、当該一方の当事国政府等が有すること。また、両当事国政府は、共同活動の実施において行われた共同発明については、その権利又は利益の配分並びに特許権等の設定及び維持のために負うべき責任等について60日以内に誠実に協議し、及び合意することとし、共同で創作した著作物については、著作権の登録及び維持のために負うべき責任等について誠実に協議し、及び合意すること。
- 六 各当事国政府及びその実施機関は、責任に関する相互放棄に同意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害請求であって、他方の当事国政府及びその実施機関、関係者並びにそれらの被雇用者に対するものを全て放棄すること。
- 七 各当事国政府は、自己が登録した宇宙物体及びその乗員並びに月その他の天体を含む宇宙空間にある自国民である人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持すること。

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とバーレーンとの間で、投資の拡大によって経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。
- 四 いずれの締約国も、特定措置の履行要求に関し、世界貿易機関設立協定附属書1 A貿易に関連する投資措置に関する協定第2条の規定に基づく両締約国の義務に反する措置をとってはならないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の全ての

要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化等（以下「収用」という。）を実施してはならず、収用に伴う補償は、収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

六 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が6箇月以内に協議によって解決されない場合には一定の条件の下で、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とアゼルバイジャンとの間の現行租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の特典の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、アゼルバイジャンについては自然人の所得に対する租税及び法人の利得に対する租税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該一方の締約国においては、配当額の7パーセントを超えない

額を課税できること。

- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該一方の締約国においては、利子額の7パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該一方の締約国においては、使用料の額の7パーセントを超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者等は、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができること及び申立てを受けた当局は、他方の締約国の権限のある当局との合意によって解決するよう努めること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とアルジェリアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、脱税及び租税回避行為を防止するため、源泉地国が課税できる所得の範囲、限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、アルジェリアについては全世界所得に対する租税、法人の利得に対する租税、専門的活動に係る租税及び炭化水素の探査等の活動に関する成果に対する使用税その他の租税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に

対しては、当該一方の締約国においても課税できること。ただし、当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の資本（当該法人がアルジェリアの居住者である場合）又は議決権（当該法人が日本の居住者である場合）の25パーセント以上を直接に所有する法人である場合には当該配当額の5パーセントを超えない額、その他の場合には当該配当額の10パーセントを超えない額とすること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該一方の締約国においては、利子額の7パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該一方の締約国においては、使用料額の10パーセントを超えない額を課税できること。

六 この条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者等は、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができること及び申立てを受けた当局は、他方の締約国の権限のある当局との合意によって解決するよう努めること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、アルジェリアがこの条約の署名後に一定の仲裁に関する規定を含む租税条約を締結する場合には、両国は、我が国の要請に基づき交渉を開始すること等を規定している。

○航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえ、我が国と欧州連合構成国との間の二国間航空協定の特定の規定（当事国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当事国又はその国民に属していなければ協定上の特権が与えられない等とする規定）に代えて適用される規定等を定

めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「構成国」とは欧州連合構成国をいい、「当事国」とは附属書Ⅰに掲げる我が国と構成国との間の二国間航空協定の締約国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、スペイン及びスウェーデン）をいうこと。
- 二 三は、附属書Ⅱ一Aに掲げる対応する規定に代えて、適用すること。
- 三 一方の当事国は、他方の当事国が指定した航空企業が、1及び2に該当する場合には、当該航空企業につき、特権等を与えない等とする権利を留保すること。
 - 1 構成国である当事国が指定した航空企業については、過半数の所有及び実効的な支配がいずれかの構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス）又はこれらの国民に属していないこと等。
 - 2 日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。
- 四 我が国と構成国との間の二国間航空協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、三が代わりに適用される航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定等を掲げている。

○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を 求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）であって、その締結時に和解合意の2以上の当事者が異なる国に営業所を有する等の点で、国際的であるものについて適用し、消費者紛争、家事紛争及び労働紛争に関する和解合意等については適用しないこと。

- 二 この条約上、和解合意が「書面」によるとは、当該和解合意の内容がその形式のいかんを問わず記録されていることをいい、「調停」とは、紛争の当事者が、当該当事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいうこと。
- 三 各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従い、和解合意を執行するものとし、当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、締約国は、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続に従って、当該和解合意を援用することを認めるものとする。
- 四 この条約に基づいて和解合意を援用する当事者は、救済を求める締約国の権限のある機関に対し、当事者が署名した和解合意及び和解合意が調停によるものであることについての証拠（例えば、和解合意への調停人の署名等）を提出すること。
- 五 四により救済を求められた締約国の権限のある機関は、当該救済が不利益に援用される当事者の要請により、当該当事者が和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があったこと等についての証拠を提出する場合に限り、救済の付与を拒否することができること。
- 六 和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、四による救済に影響を及ぼし得る場合には、四の救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができること。
- なお、我が国は、この条約の締結に当たり、和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用するとの留保を付する予定である。

○協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第2追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、締約国間においてサイバー犯罪に関する協力及びあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を更に強化することを目的として、締約国の権限のある当局の間の協力、他の締約国の領域内に所在する団体等との直接

の協力等に関する追加の手段について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この議定書に定める措置は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集等に適用すること。
- 二 各締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理しているドメイン名の登録者を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請する権限を自国の権限のある当局に与えるため、また、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、他の締約国からの要請に応じて情報を開示することを認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。
- 三 各締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国への要請の一部として、その要請を受ける締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報又は通信記録を提出することを当該サービス・プロバイダに強制するために命令する権限を自国の権限のある当局に与えるため、また、要請を行う締約国が提出した命令を執行するため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。
- 四 各締約国は、週7日かつ1日24時間利用可能な自国の連絡部局が、緊急事態において相互援助の要請なしに、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理しているコンピュータ・データを迅速に開示させるための即時の援助を求める要請を当該他の締約国の連絡部局に伝達し、及び同様の要請を他の締約国の連絡部局から受領することができるようにするため、また、自国の当局が、他の締約国からの要請を受けて、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに対してコンピュータ・データを求めること等を可能にするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること。
- 五 各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができること。

なお、我が国は、この議定書の規定に従い、加入者情報の開示に関し、自国の権限のある当局と他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダとの直接協力を行うために必要な立法その他の措置をとること等について定めた規定を適用しない権利を留保すること等を内容とする宣言を行う予定である。

○2022年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、2024年2月に有効期間が終了する現行協定（2007年の国際コーヒー協定）に代わり、国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること等により、コーヒー産業の全ての参加者のため、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続的な発展を促進することを目的とすること。
- 二 1962年の国際コーヒー協定に基づいて設立された機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続すること。機関の最高機関は、全ての加盟国で構成される国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）とし、この協定で明示的に与えられる全ての権限は理事会に属すること。
- 三 理事会は、財政及び運営に関する委員会（機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行が責務）及び経済に関する委員会（コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向等に関連する事項が責務）による補佐のほか、コーヒー官民作業部会等の助言及び機関の事務局長等の支援を受けること。
- 四 理事会は、全ての決定等をコンセンサス方式によって行うものとし、コンセンサスに達することができない場合には、加盟国の多数票による議決で決定等を行うこと。各加盟国は、基本票に加えて、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量及び価額に比例して配分される票を有すること。
- 五 この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁すること。理事会は、各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の分担金の額を、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定すること。
- 六 機関は、世界におけるコーヒーの生産等に関する統計上の情報及びコーヒー栽培等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること。
- 七 民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有すること。全ての賛助加盟員で構成する賛助加

盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができること。

八 コーヒー官民作業部会は、官民パートナーシップの仕組みであって、コーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題等に対処するための行動を特定し、及び実施することを目的とするものであり、理事会が指名する代表及び民間部門の代表（それぞれ同数）で構成されること。

九 加盟国は、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与えること。機関は、コーヒー生産者（特に小規模コーヒー生産者）の繁栄を促進することを目的として、加盟国を支援することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す理事会決議は、機関を協定の寄託者に指定すること等を規定している。

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）につながる補助金の禁止等について定める漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）附属書一Aに追加すること等を規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議定書

WTO協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金協定」という。）の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金協定を加えること。

二 議定書の附属書（漁業補助金協定）

- 1 この協定は、補助金協定に規定する特定性を有する補助金であって、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用すること。
- 2 いかなる加盟国も、IUU漁業又はIUU漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと。

- 3 ickanarukajisshukoku mo、asunobasareta shiryō ni kansuru ikasaku mata wa ikasaku kanzenshokudō ni taisuru hoshūkin o ayudashi、mata wa iehite shite wa naranai koto o jibijisshukoku wa、shūgaku-teki ni chisūkanōna sūjū ni shiryō o ikasaku tame ni asunobasareta shiryō ni kansuru ikasaku tō ni taisuru hoshūkin mata wa sono hokō no soshū o jishisuru baai ni wa tōgai hoshūkin o ayudashi、mata wa iehite suru koto ga dekiru koto。
- 4 ickanarukajisshukoku mo、ryūsan koku no kanzō no hikaku kanzenshokudō ni kansuru hoshūkin o ayudashi、mata wa iehite shite wa naranai koto。
- 5 kono kyōtei ni tazukuru kizō no jishisuru tame ni teikō sareba hirōshō ni taisuru jishū jiyō o jishū ni kansuru jiyō o jishū tame、shōkaigō kanzō no jishū shūjō no shūjō o jishū suru koto。
- 6 jisshukoku wa、hoshūkin ga ayudashite ikasaku shūrei no jishū、IUU ikasaku ni jishū shita to jishū shita senbaku jibijishūjō no ikasaku、kono kyōtei no jishū jibijishūjō o jishū suru tame no soshū、kono kyōtei ni kansuru shūjō no jishū ni kansuru shūjō no jishū、jisshukoku ga jishū koku de aru ryūsan koku ni kansuru jishū tō ni jishū suru koto。
- 7 kono kyōtei ni jishū、kajisshukoku no jishū ni kansuru jishū hoshūkin ni kansuru jishū o jishū suru koto。
- 8 kono kyōtei ga jishū o jishū kara 4 nen ni jishū ni jishū shite naranai baai ni wa、shōkaigō kanzō no jishū jishū ni jishū shite naranai jishū、kono kyōtei ni jishū ni jishū suru koto。

【財務金融委員会】

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）要旨

本案は、令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に要する費用の財源に充てるための税外収入を確保するとともに、当該税外収入を活用した防衛力強化資金を設置するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和5年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、2,000億円を限り、一般会計に繰り入れることができること。
- 二 令和5年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れをするほか、同特別会計から、約1兆2,000億円を限り、一般会計に繰り入れることができること。
- 三 独立行政法人国立病院機構は、令和5事業年度において、積立金のうち、422億円を国庫に納付しなければならないこと。
- 四 独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和5事業年度において、積立金のうち、324億円を国庫に納付しなければならないこと。
- 五 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、一般会計に防衛力強化資金を設置することとし、この資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができること。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充及び恒久化を行うこと。
- 二 スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するため、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設等を行うこと。
- 三 より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び相続時精算課税制度等の見直しを行うこと。

四 土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報・周知により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産所得の形成支援という趣旨を逸脱した利用、例えば、短期の回転売買などを抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。

二 「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないよう、民間企業の賃上げや設備投資等を引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。

三 実質賃金が上昇しない中、物価の高騰が加速し、所得格差と資産格差が拡大しており、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。

四 スタートアップへの再投資に係る非課税措置については、より多くの資金がスタートアップ企業をより柔軟に支援するための投資に充てられるよう、制度の利用状況及びその効果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を検討すること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に当たっては、同制度に対してなお慎重な意見があることを踏まえ、免税事業者の取引からの排除や廃業という深刻な事態が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、免税事業者が課税事業者に転換する場合の事務負担についても軽減されるよう努めること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、

適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

○関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和5年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。
- 二 非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、非居住者からその届出がない場合に、税関長が、当該非居住者の国内関連者を税関事務管理人として指定できることとする等の規定の整備を行うこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和5年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近における経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、

水際において国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。

三 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行の機能強化を通じ、我が国の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、スタートアップ等の我が国企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナの復興を支援するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 我が国企業のサプライチェーン等を支える外国企業への貸付けや、物資を我が国企業が海外で引き取る場合の貸付け、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での貸付けを可能とすること。

二 デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、我が国企業の更なるリスクテイクを後押しするため、海外事業を行う国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業への出資等を可能とするとともに、特別業務勘定の対象分野を拡大すること。

三 国際協調によるウクライナ復興支援への参画に向け、国際金融機関によるウクライナ向け融資を国際協力銀行が保証できるようにすること。

四 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、三に係る規定は、公布の日の翌日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際協力銀行の業務の拡大に当たっては、同銀行がその目的として、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としていることを踏まえ、民業圧迫との批判を招かないよう留意しつつ、一般の金融機関のみでは対応が困難な分野において適切な金融機能を果せるよう監督を行うこと。

二 国際協力銀行の目的の一つが「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」であることに鑑み、国際金融機関のウクライナの民間セクター向け

融資に対し同銀行が適切なリスク管理を踏まえた保証業務を行うことを通じてウクライナの復興支援に貢献できるよう、政府として必要に応じて協力や支援を行うこと。

三 国際協力銀行が外国企業に対し融資を実行するに当たっては、我が国の国際収支に与える影響も考慮し、当該融資を受ける外国企業のみが便益を受けたり、特定事業者及び特定国への依存が強まることなどによりサプライチェーンの不安定化につながるようなことがないよう同銀行に当該融資に係る審査基準を設定させ、その基準に基づき融資を実行させるよう促し、国内外でバランスのとれたサプライチェーンの強靱化を通じて我が国産業の国際競争力の維持及び向上並びに我が国の経済安全保障の強化に貢献する的確な融資となるよう適切に監督すること。

四 業務が拡大していく国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが一層強化されるよう適切に監督を行い、同銀行の業務の機動性及び専門性が十分に発揮されるよう配慮すること。

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、ウクライナの復興支援や公衆衛生危機への対応強化が国際的な喫緊の課題となっている中、国際復興開発銀行が加盟国の復興又は開発を支援するために設ける基金に対し、国債による拠出を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、予算で定める金額の範囲内で国債による拠出を可能とすること。
- 二 当該基金に対して、外国通貨建て国債による拠出を可能とすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を拠出するに当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十

分検討すること。

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第25号）要旨

本案は、民間公益活動を一層促進する等のため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記するとともに、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念の規定における「経済社会情勢の急速な変化」の例示として、「国際化の進展」を明記すること。
- 二 資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等に付随する助言又は派遣を行うことを明記するとともに、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、もっぱら助言又は派遣を行う活動支援団体を創設すること。
- 三 指定活用団体の業務として、資金分配団体に対し出資を行うこと等を追加すること。
- 四 指定活用団体が休眠預金等交付金を人件費その他の事務に要する経費に充てることができる特例措置の期限を、5年間延長すること。
- 五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

○私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 学校法人には、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならないこととすること。
- 二 役員等の資格及び選解任の手續等並びに各機関の職務及び運営等の管理運営制度の見直し
 - 1 理事選任機関の構成等は、寄附行為をもって定めることとすること。
 - 2 理事選任機関は、理事の選任に当たって、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととすること。
 - 3 理事長の選定は理事会で行うこととすること。
 - 4 理事と評議員の兼職を禁止すること。
 - 5 監事は、評議員会の決議によって選任することとするとともに、役員近親者の就任を禁止すること。
 - 6 理事及び理事会により選任される評議員の割合並びに評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設けること。
 - 7 評議員会は、理事選任機関が機能しない場合に理事の解任を理事選任機関に求めることができることとするとともに、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求及び責任追及を監事に求めることができることとすること。
 - 8 学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができることとすること。
- 三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するもの（以下「大臣所轄学校法人等」という。）の特例
 - 1 大臣所轄学校法人等においては、解散、合併等学校法人の基礎的変更に係る事項及び寄附行為の変更につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとすること。
 - 2 大臣所轄学校法人等は、会計監査人を置かなければならないこととすること。

四 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等に関する規定を整備するとともに、役員等の特別背任等に係る罰則に関する規定を整備すること。

五 この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行するものとともに、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないように、特段の留意を払うこと。
- 二 理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三 学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四 理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五 学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。
- 六 私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。
- 七 監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監

査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。

八 本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しなどの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

九 本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十 私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十一 学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本語教育機関の認定制度の創設

- 1 日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 2 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に、文部科

学大臣の定める表示を付することができるものとする。

4 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができるものとする。

5 文部科学大臣は、認定の基準を定めるときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。また、文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、相互に連携を図りながら協力するものとする。

二 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

1 日本語教員試験に合格し、文部科学大臣の登録を受けた機関（登録実践研修機関）が実施する実践研修を修了した者は、登録日本語教員として、文部科学大臣の登録を受けることができるものとする。

2 日本語教員試験は、基礎試験及び応用試験とで構成し、文部科学大臣は、その指定する機関（指定試験機関）に日本語教員試験の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

3 文部科学大臣の登録を受けた日本語教員の養成機関（登録日本語教員養成機関）が実施する養成課程を修了した者については、その申請により、基礎試験を免除すること。

三 施行期日等

1 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行するものとする。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置を設けること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 我が国が選ばれる国となるためにも日本語教育を更に推進することが必要であり、教育機関、事業者、地方公共団体等とともに、日本語教育に必要な環境を整備し、誰一人取り残されない多文化共生社会の実現に向けて、認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語教育が、地方も含めて幅広く行われるよう、財政措置を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずること。

二 認定日本語教育機関や登録日本語教員が、留学分野だけでなく就労及び生活・子育て分野でも広く活用されるよう、文部科学省及び法務省その他の関係省庁の連携の下、具体的な仕組みを検討し、その構築に努めること。また、

認定日本語教育機関の認定基準の策定に当たっては、法務省告示校、大学留学生別科をはじめとする日本語教育機関のうち、一定の要件を満たすものが適切に認定されるものとする。

- 三 日本語教育を必要とする就学前段階からの子供が、ライフステージに合わせて幼稚園、保育所、認定こども園や小・中・高等学校、夜間中学等も含めた多様な場において適切な支援を受けられるよう、関係者及び関係機関の連携を密にするとともに、個々のニーズ、レベル、発達状況に応じた切れ目のない日本語学習機会の提供のための支援に必要な施策を講ずること。
- 四 日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、留学生、児童生徒、生活者、就労者、難民・避難民、海外等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、処遇や労働環境の改善等による人材確保策について具体的に検討すること。また、地域における日本語教育において、ボランティアや地域日本語教育コーディネーター等の担い手の確保が本法施行後も引き続き重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、地方公共団体と適切に連携すること。
- 五 現在の法務省告示校の教員要件を満たす者や現職の日本語教師に対する登録日本語教員への移行措置については、関係者の意見を十分に踏まえた上で早期に明確化するとともに、その周知に万全を期すこと。
- 六 本法により創設される認定日本語教育機関及び登録日本語教員の制度について広く周知するとともに、日本語教育機関や日本語教師の専門性、社会的意義及び役割についての認知を高めること。
- 七 外国人が基本的なコミュニケーション能力を得る上で、日本語の習得に取り組むことが有用であるという認識を、在留管理等の観点も含めて外国人の受入れ政策に係る全ての省庁が共有すること。また、地方の出入国在留管理も含めた法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制を強化し、外務省、厚生労働省、総務省、経済産業省等の関係行政機関が連携して、本法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。その上で、技能実習制度及び特定技能制度の見直しを含めた出入国在留管理政策の中においても、日本語学習に取り組むことを動機付けるとともに、日本語教育の費用負担における事業者等の責務の在り方を含めて適切な方策を検討し、運用に努めること。

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第35号) (参議院送付) 要旨

本案は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、当該施設を特定先端大型研究施設に追加するとともに、機構に放射光共用施設を研究者等の共用に供する業務等を行わせることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定先端大型研究施設として、機構により設置される、放射光を使用して研究等を行うための施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加すること。
- 二 文部科学大臣は、機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととすること。
- 三 機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとともに、基本方針の内容に即して、当該業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。
- 四 文部科学大臣は、特定先端大型研究施設の設置者として機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定や支援等の業務の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者に行わせることができることとすること。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 次世代放射光施設N a n o T e r a s uの整備は、官民地域パートナー

シップという新たな方式により、国、地域及び産業界が連携して行っていることから、施設の運用に当たっては、各主体の役割と責任の所在を明確にするとともに、安全管理や情報セキュリティなどについて一元的な対応ができるよう適切な体制を構築すること。

二 スタートアップやベンチャー企業等によるイノベーションの創出が我が国の持続的な経済成長や発展に欠かせない重要な要素の一つであることに鑑み、意欲のある起業家等に対して次世代放射光施設N a n o T e r a s uの利活用を広く働きかけるとともに、その研究成果が最大限に活かされるよう十分な支援策を講ずること。

三 科学技術立国の実現を目指す我が国にとって、先端的な研究施設を整備し、若手研究者を含む産官学の研究者による積極的な利活用を促進することで、学術・産業界における国際競争力を強化していくことが重要であることに鑑み、既存の特定先端大型研究施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、技術革新の進展等に対応した施設の高度化を推進するため、十分な財政措置を講ずること。

四 特定先端大型研究施設間の連携を図り、登録施設利用促進機関における研究実施相談を充実するため、研究実施相談を担う人材の育成・確保に向けて国として必要な施策を実施すること。

五 科学技術に対する国民の理解を深めるため、特定先端大型研究施設を活用して得られた研究成果について分かりやすい情報提供等を行うこと。その際、特に、児童生徒の科学技術に対する興味や関心を高めるための取組の実施に努めること。

六 特定先端大型研究施設を活用して得られる研究成果を最大化するためには、研究者が長期的な視点に立って自由な発想で研究活動に従事できることが重要であることに鑑み、大学において任期を付さない安定的な身分の研究者を増やすことができるよう、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。

○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能

とする措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

- 1 集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等を利用しようとする者は、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該著作物等を利用することができることとする。
- 2 文化庁長官は、裁定に係る著作物の著作権者等からの請求により、当該裁定を取り消すことで、取消し後は本制度による利用ができないこととし、著作権者等は補償金を受け取ることができることとする。
- 3 迅速な著作物等利用を可能とするため、新たな裁定制度の申請受付、要件確認及び補償金の額の決定に関する事務の一部について、文化庁長官の登録を受けた窓口組織が行うことができることとする。

二 立法又は行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

- 1 立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとする。
- 2 特許審査等の行政手続等について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとする。

三 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

- 1 著作権等の侵害者の売上げ等の数量が、権利者の販売等の能力を超える場合等であっても、ライセンス機会喪失による逸失利益の損害額の認定を可能とすること。
- 2 損害額として認定されるライセンス料相当額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三については令和6年1月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 著作物等の利用に関する新たな裁定制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていない著作物等を対象としており、これらの権利者には個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契機となる著作物等の利用の可否に係る意思表示について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。
- 二 新たな裁定制度の具体化に当たっては、現行の裁定制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁定手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不断に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。
- 三 登録確認機関が行う未管理公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするとともに、著作物等の利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。
- 四 著作物等の利用に係る利便性の向上とともに、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。
- 五 分野横断権利情報検索システムは新たな裁定制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等データベースの充実に向けた支援を行うこと。その際には、著作権等管理事業者の負担となることのないよう留意すること。
- 六 海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。
- 七 海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもっていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

- 八 メタバースや非代替性トークン（NFT）等、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。
- 九 DXの進展により、著作物の創作又は利用を本来の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。
- 十 AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

【厚生労働委員会】

○新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第210回国会閣法第6号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅館業の営業者は、特定感染症の国内発生期間に限り、特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとする。
- 二 「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」とされている宿泊拒否事由を、「特定感染症の患者等であるとき」と明確化すること。
- 三 宿泊しようとする者が、旅館業の営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。
- 四 旅館業の営業者は、その施設における特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者に対して適切な宿泊サービスを提供するため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- 五 旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者等の地位の承継に係る手続を整備すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めること。
- 二 宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除するとともに、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求について、「厚生労働省令で定めるもの」と明記し、厚生労働省令で明確化すること。
- 三 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等

に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする旨の規定を追加すること。

四 厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定める旨の規定を追加すること。

五 政府は、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

六 政府は、過去に旅館業の施設においてこの法律による改正前の旅館業法第5条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、改正後の旅館業法第5条第1項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

七 旅館業の営業者は、当分の間、改正後の旅館業法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだ場合には、その理由等を記録しておくものとする。

八 都道府県知事は、当分の間、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

九 この法律の施行後3年を経過した場合における検討について、その対象を改正後の旅館業法の規定のみならず、改正後の生活衛生関係営業等のそれぞれの法律の規定に拡大すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。

二 旅館業法第4条の2第1項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対

して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。

四 旅館業法第4条の2第3項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。

五 旅館業法第4条の2第4項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。

六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で療養させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第8条第2項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

九 本法附則第2条第1項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。

十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。

十二 旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。

十三 旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。

十四 生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後6月以内に少なくとも1回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年延長し、令和10年5月16日までとすること。
- 二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年延長し、令和10年6月30日までとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、これまで戦没者等の妻に特別給付金として支給してきた国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉^{いしや}を行うため、特別給付金として額面110万円、5年償還の国債を5年ごとに2回支給する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしている。

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入すること。
- 二 国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除し、その免除相当額を公費で支援すること。
- 三 後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直すこと。
- 四 前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者間において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行うとともに、健康保険組合に対する交付金事業への財政支援の導入、後期高齢者支援金等の負担が過大となる保険者に対する財政支援の拡充を行うこと。
- 五 都道府県医療費適正化計画について、記載事項を充実させるとともに、計画の目標設定に際しては、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供等の重要性に留意することとする。また、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入すること。
- 六 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間の法定化等を行うこと。
- 七 経過措置として存続する退職者医療制度を廃止すること。
- 八 かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、医療機関に都道府県知事への報告を求め、都道府県知事は、報告した医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、その結果を外来医療に関する協議の場に報告・公表すること。
- 九 被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等の共有及び活用を促進する事業を地域支援事業に位置付けること。
- 十 医療法人及び介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課すとともに、当該情報に係るデータベースを整備すること。
- 十一 地域医療連携推進法人制度について、一定要件の下で個人立の医療機関等が参加できる仕組みを導入すること。
- 十二 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について、期限の延長

等を行うこと。

十三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出第45号) 要旨

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 食品衛生法における食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣の連携に関する規定の整備を行うこと。
- 二 水道法等における水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務に関する権限を厚生労働大臣から環境大臣に、それ以外の水道整備・管理行政の事務に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣にそれぞれ移管するとともに、国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこと。
- 三 水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象に加えること。
- 四 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項について所要の見直しを行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、近年多発する災害への対応強化や迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。
- 二 水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を行うこと。
- 四 水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。
- 五 食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組

に支障や停滞が生じることがないように、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。

六 移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生じることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。

○国立健康危機管理研究機構法案（内閣提出第49号）要旨

本案は、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、特別の法律により設立される法人とすること。
- 二 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事9人以内及び監事2人を置き、理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、副理事長及び理事は厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任命すること。
- 三 役員及び研究開発に従事する職員のうち、世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものの報酬等及び給与等の支給基準については、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等を考慮して定められなければならないこと。
- 四 機構の業務の範囲等を定めるほか、その適正な業務運営のため、厚生労働大臣が、中期目標の策定、中期計画の認可、各事業年度の終了後における機構の業務の実績等に関する評価を行うこと等を定めること。
- 五 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとする等、監督について所要の規定を整備すること。
- 六 機構の設立準備に係る規定を設けるほか、国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散に伴う措置

等に関する事項を定めること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 （内閣提出第50号）要旨

本案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域保健法において、地方衛生研究所等を明記し、情報提供及び人材育成等における地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）との連携に係る規定を整備すること。
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における厚生労働大臣の事務等について、その一部を機構に行わせるため、機構への事務の委託等の所要の規定を整備すること。
- 三 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の会議への機構の長その他の役員の出席及び意見聴取について、所要の規定を設けること。
- 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散及び機構の設立に伴う関係法律の所要の規定を整備すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、国立健康危機管理研究機構法の施行の日から施行すること。

○良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための 施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆 法第18号）要旨

本案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ゲノム医療施策は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにする

- こと等を基本理念として行われなければならないこと。
- 二 ゲノム医療施策に関する国、地方公共団体、医師等及び研究者等の責務を規定すること。
- 三 政府は、ゲノム医療施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 政府は、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならないこと。
- 五 国は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る体制の整備、生命倫理への適切な配慮の確保、ゲノム情報の適正な取扱い及び差別等への適切な対応の確保、医療以外の目的による解析の質の確保等の基本的施策を講ずるものとする。
- 六 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じて、ゲノム医療施策の推進を図るよう努めるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を5年間延長し、令和11年度までとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等

- を基本理念として行われなければならないこと。
- 二 認知症施策に関する国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者並びに国民の責務を明らかにすること。
 - 三 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
 - 四 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定しなければならないこと。また、都道府県は都道府県認知症施策推進計画を、市町村は市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないこと。
 - 五 国及び地方公共団体は、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、相談体制の整備、研究等の推進、認知症の予防等の基本的施策を講ずるものとする。
 - 六 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を置くこととし、同本部は、認知症施策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務等をつかさどること。
 - 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限を5年延長し、令和10年3月31日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の合法性の確認を義務付ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 木材関連事業者による合法性の確認等

- 1 木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をするときは、木材等に係る原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないものとする。
- 2 1の木材関連事業者は、原材料情報に関する記録及び木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるかに関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。
- 3 1の木材関連事業者は、当該木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、原材料情報及び合法性確認木材等であるかを伝達しなければならないものとする。

二 素材生産販売事業者による情報の提供

素材生産販売事業者は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

三 木材関連事業者の範囲

木材関連事業者に小売事業者を追加すること。

四 その他

- 1 主務大臣による指導及び助言、勧告及び命令等に係る規定の整備を行うこと。
- 2 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置の明確化等を行うこと。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。
- 二 新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。
- 三 無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。
- 四 木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク情報、合法性の確認の方法に関するフ

ローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。

五 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成一層促進するための措置を講ずること。

六 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。

七 違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。

八 木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

九 森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようにするため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。

十 木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
右決議する。

○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するとともに、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港施設等活用事業制度の創設等

- (一) 目的規定に「漁港の活用を促進」することを追加し、法律の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とすること。
- (二) 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。
- (三) 漁港管理者は、(二)の基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画を定めることができるものとする。
- (四) 漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、行政財産である漁港施設の貸付け及び漁港水面施設運営権の設定ができるものとする。

2 漁港施設の追加等

- (一) 漁港施設として、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所等を追加すること。
- (二) 漁港管理者は、漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を漁港協力団体として指定することができるものとする。
- (三) 漁港の区域内にない施設を漁港施設とみなす指定の手續を緩和すること。

二 水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等が、漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出す等地域の産業として重要な役割を果たしているが、主要魚種の不漁、漁業者の減少、気候変動による海洋環境の変化等厳しい状況に直面している。これらに対応するため、科学的知見に基づく資源管理を適切に実施し、新規就業者等の担い手の就業・定着促進を進めるとともに、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かした海業^{うみぎょう}の取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進し、豊かで住みよい漁村の振興を図るべきである。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきであ

る。

記

- 一 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないことを十分に確認した上で実施計画の認定が行われるよう必要に応じて助言又は勧告を行うこと。
 - 二 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港管理者、認定計画実施者、漁業者、漁業協同組合など幅広い関係者の間で利害調整が円滑に行われるよう環境整備に努めること。
 - 三 認定計画実施者が経営破綻して活用事業施設の撤去等の原状回復が不能となった場合等には、原状回復を円滑に進めるために必要な措置を講じること。
 - 四 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化し、施策の展開を図ること。
- 右決議する。

○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号） 要旨

本案は、遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況が不良な者について、更新時の登録の有効期間を短縮すること。また、遊漁船業者の登録の欠格期間を延長するとともに、欠格事由を追加すること。

二 遊漁船業者の安全管理体制の強化

- 1 遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全の確保等に関する事項が一定の基準に適合しない場合は登録を拒否するものとする。
- 2 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないものとする。

三 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

- 1 遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種

類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

- 2 都道府県知事及び遊漁船業者は、利用者の安全等に関する情報を公表しなければならないものとする。

四 罰則の強化

利用者の安全に係る業務改善命令違反及び法人による違反に対する罰則を強化すること。

五 遊漁船業に関する協議会制度の創設

都道府県知事は、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【経済産業委員会】

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めなければならないものとする。

二 脱炭素成長型経済構造移行債

- 1 政府は、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行できるものとする。
- 2 脱炭素成長型経済構造移行債等については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和32年度までの間に償還するものとする。

三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

- 1 経済産業大臣は、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等をする化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収するものとする。
- 2 経済産業大臣は、令和15年度から、発電事業者に対して、一部有償で二酸化炭素の排出枠（以下「特定事業者排出枠」という。）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収するものとする。

四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て等に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行すること。ただし、機構に関する規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- 2 政府は、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

この法律の施行後2年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 GXの推進に当たっては、エネルギー資源の過度な海外依存からの脱却を実現するエネルギー供給構造の再構築を目指し、エネルギー安定供給、中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、蓄電システムの導入拡大をはじめとした電化促進等によるエネルギー全体の脱炭素化の推進に取り組むこと。その際、再生可能エネルギー発電促進賦課金の仕組みについて特定事業者負担金に関する制度との関係整理など、費用負担の在り方について検討すること。
- 二 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、産官学の十分な連携の下、必要な技術開発や支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。
- 三 GXの推進に当たっては、気候危機への対応の緊急性に鑑み、各種分野及び技術の脱炭素効果を的確に評価把握し、投資対効果、実現可能性が高い分野及び技術への重点化を図ること。
- 四 GXの推進に当たっては、激化する世界の産業競争下にあつて、日本企業が脱炭素分野で確実に市場シェアを獲得、成長できるように、技術開発から技術実装、製品等の量産化まで、産業全体にわたる支援を実現すること。
- 五 GXの推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現の重要性に鑑み、GX推進戦略等において「公正な移行」の重要性を明示するとともに、その具現化のため、円滑な労働移動や新たな雇用の創出等に対する十分な支援を行い、労働者や地域経済社会への悪影響を可能な限り軽減すること。

- 六 GXへの対応の遅れが懸念される中小企業が取り残されることがないように、中小企業の自主的な取組や大企業のイニシアティブによるサプライチェーン全体での取組を促すなど、実効的な支援策を講ずること。
- 七 今後10年間に於ける約20兆円規模のGX経済移行債による政府支援については、GX実現に資するよう適切に対応する内容とするとともに、民間事業者の予見可能性を高め、民間のGX投資が確実に促進されるよう努めること。
- 八 GXの実現は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上、産業の競争力の強化等を通じた国民生活の向上や国民経済の発展など、広く国民全体の便益に寄与するものであることに鑑み、成長志向型カーボンプライシングなどGXの実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術投資や行動変容を促進する観点を含め、国や地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な転嫁などを通じ、特定の事業者への負担に偏重せず、広く社会全体で公平・公正に負担するものとし、国は、国民や事業者に対し、負担に対する理解の醸成に積極的に取り組むこと。
- 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、地球温暖化対策、エネルギー需給、産業競争力、雇用など分野横断的課題であるとの観点から、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の案の作成に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌するとともに、そのプロセスの透明性を図ること。
- 十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を早期に実現するため、カーボンプライシングの在り方については、脱炭素への取組を加速化させるとともに、経済的インセンティブを社会全体に効果的に与えるものとなるよう、代替技術の有無、国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性等を勘案しつつ、その導入の時期、対象事業者の範囲等を含め、最適かつ実効性のある制度を検討すること。
- 十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構による事業活動への支援に係る基準の策定に当たっては、多様な関係者の意見を幅広く聴取するよう努めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構による金融支援について、脱炭素成長型経済構造移行に真に有益な支援案件を見出していく規律ある運営がなされ、支援内容について説明責任が果たされるよう、政府は責任を持って監督すること。
- 十二 脱炭素成長型経済構造への移行プロセスは長期に及び、将来の世界情勢や、国内の産業、エネルギーの供給環境などに不確実性があることを踏まえ、

G X経済移行債による支援や化石燃料賦課金及び特定事業者負担金など新たに講じられる制度・施策の進捗状況や費用対効果等については定期的に評価及び分析を行うこととし、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。

十三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度の実施に当たっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡素性の担保、他のG X推進策との整合等の観点から、高度化法やエネルギー関連税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金など既存の規制・制度との適切な関係整理を図ること。

十四 脱炭素成長型経済構造を実現するに当たり、国内産業の育成及び経済成長を目指すのみにとどまらず、アジアをはじめとした世界において、我が国が脱炭素の取組のイニシアティブを取ることができるよう、戦略的に施策を推進すること。

(参議院回付修正要旨)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加すること。

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 電気事業法の一部改正

発電用原子炉の運転期間を40年と定めた上で、原子力発電事業者が、原子力規制委員会による運転停止命令等を受けていないこと等の基準に適合していると認められるときに限り、経済産業大臣が認可し、60年まで運転期間の延長を認めること。その際、安全規制に係る制度の変更等の予見し難い事由により運転を停止した期間と認められる期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外すること。

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

発電用原子炉設置者に対して、運転を開始した日から起算して30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、その発電用原子炉施設について、10年を超えない期間ごとに、当該施設の劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための措置等を記載した長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けること等を義務付けること。

三 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正
使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加した上で、同機構の名称を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、実用発電用原子炉設置者等に対して同機構への廃炉拠出金の納付を義務付けること。

四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正
再生可能エネルギー発電事業計画の認定の要件に、その事業の実施内容を周辺地域の住民に周知することを加えるとともに、認定基準に違反する認定事業者に対して、交付金による支援額の積立てを命ずる措置を創設するなど、事業規律の強化等を行うこと。

五 原子力基本法の一部改正
エネルギーとしての原子力利用に当たっての国及び原子力事業者の責務の明確化等の措置を講ずること。

六 施行期日
この法律は、一部の規定を除いて、令和6年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に電力の大消費地である都市の住民を加えるとともに、国民の理解と協力を得るために必要な取組を推進するもの等とすること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 今後、30年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるよう、整理し、保存に努めること。

- 二 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。
- 三 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずること。
- 四 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第6次エネルギー基本計画との整合性を図ること。
- 五 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。
- 六 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。
- 七 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 八 太陽光発電については、大きなポテンシャルを有する営農型太陽光発電の農業政策に留意した普及など、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。
- 九 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低

減することとした第6次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。

- 十 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。
- 十一 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統整備を進めるに当たっては、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に起因する北海道における大規模停電等の事態を踏まえ、災害等に備えて重層的に電力を供給できるネットワークを整えるとともに、各地域に新たな電力需要が創造されるよう必要な支援を行うこと。
- 十二 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるよう必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。
- 十三 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、電力システム改革の効果を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

○不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣

となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外国公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 不正競争防止法の一部改正

- 1 他人の商品の形態を模倣した商品を電気通信回線を通じて提供する行為を不正競争として追加すること。
- 2 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止に係る規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとするとともに、法人の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して10億円以下の罰金刑を科するものとする。

二 特許法の一部改正

特許出願について優先権の主張をした者が提出しなければならない書類について、電磁的方法により提供されたものを含むものとし、当該書類の写しを提出することを許容すること。

三 意匠法の一部改正

同一又は類似の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者の2以上の行為に起因して新規性を喪失したときは、当該意匠が新規性の喪失の例外適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出は、当該2以上の行為のうち、最先の日に行われたものの1の行為についてすれば足りるものとする。

四 商標法の一部改正

他人が既に登録している商標と類似する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて当該他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と当該他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、商標登録を受けることができるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 政府は、本法に基づく改正内容について、国民や中小企業を含む産業界に対し具体例を用いて説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、事業活動がグローバル化するとともに、国内外問わず雇用が流動化し、営業秘密侵害事件が増加傾向にある中、我が国の産業競争力における営業秘密の重要性に鑑み、我が国企業の営業秘密の保護強化に向けて万全を期すこと。
- 二 デジタル空間におけるコンテンツの保護及び利用を推進し、経済活動を活性化するため、本改正にとどまることなく、幅広く知的財産権に関する法律の改正についても速やかに検討すること。
- 三 登録可能な商標の拡充、意匠登録手続の要件緩和、形態模倣商品の対象拡大等、本法の施行に当たっては、デジタル空間における経済取引が活発化している現状に鑑み、結果的にクリエイティブな活動に制約を課すこととならないよう、保護と利用のバランスを適切に考慮した上で、事業者の予見可能性を高めるため、審査基準等の明確化及び周知徹底に努めること。
- 四 知的創造物の権利については、意匠法等の知的財産権に関する法律の保護対象の範囲及び保護と利用の在り方について、適時適切に見直しを行うこと。
- 五 政令による特許に関する審査請求料減免制度に係る上限件数等の設定に当たっては、中小企業等の特許権の取得等の知的財産活動が萎縮することのないよう、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という本制度の趣旨を踏まえ、十分に検討を行うこと。また、中小企業等の知的財産活動の実態に即した支援に努めること。
- 六 知的財産分野におけるデジタル化やグローバル化の一層の進展及び事業活動の多様化等の環境変化、また他国の出願件数が増大する中において我が国の出願件数が減少傾向にある状況等を踏まえ、事業者の負担軽減に資するための制度の国際調和等、真に我が国の知的財産権の保護強化・拡充に資するよう、我が国の知的財産制度について諸外国の先進的な取組等も踏まえつつ、適時適切に本質的な対応をすること。
- 七 世界的な利用拡大が進む生成系AIについて、新技術の発展に配慮し、既存の知的財産権の保護の枠組みを関係者に十分周知徹底した上で、最新の技術動向が知的財産権に与える影響やそれに対する海外の対応状況等を注視しつつ、我が国の知的財産制度の在り方について検討を行うこと。

○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、中小企業者に対する金融機能の強化を図ることにより、その事業の持続的な発展を実現するため、経営者保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用要件の見直しを行うとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備を行うほか、同社の株主資格及び業務の範囲その他の規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業信用保険法の一部改正

- 1 無担保保険等について、一定の要件を満たしている場合は、経営者保証を求めないものとする。
- 2 危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるよう適用要件の見直しを行うこと。

二 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 事業再生企業に対する出資上限の緩和等の業務範囲の見直しを行うとともに、裁判外紛争解決制度の導入等の銀行と同水準の規制を導入すること。
- 2 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）は、その業務を行うに当たっては、融資対象団体等の事業の再生その他の事業活動の活性化が図られるよう、銀行その他の金融機関と連携するよう努めるものとする。
- 3 政府が保有する商工組合中央金庫の株式を全部処分し、その議決権のある株式の株主の資格を有する者から政府を削除すること。
- 4 商工組合中央金庫は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対処するために必要な資金が円滑に供給されるよう、政府保有株式の全部処分後も危機対応業務を行う責務を有するものとする。
- 5 政府は、政府保有株式の全部処分後における特別準備金を含む自己資本の充実の状況等を勘案し、商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、株式会社商工組合中央金庫法を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 経営者保証を求めない信用保証制度の要件については、貸倒れの増加による信用保険財政の悪化や会社財産の経営者への流出による従業員や取引先の不利益を防ぐ見地から、一定の経営規律等を担保する客観的かつ具体的な要件とするとともに、一般の中小企業者にとって充足困難な要件とならないよう留意すること。また、信用保証制度における取組が、中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるものとなるよう、関係省庁の連携の下、その実効性の確保を図ること。
- 二 既に契約済みの経営者保証及び第三者保証についても、可能な限り保証人の責任を軽減する方策を講じ、必要な措置をとること。
- 三 融資を受ける事業者が本改正に定める一定の要件を満たし、信用保証協会が当該事業者に経営者保証を徴求できなくなった場合において、当該保証対象である金融機関による融資について当該金融機関が経営者保証を求めることがないよう働きかけるとともに、本改正の趣旨や内容の説明を徹底するよう努めること。また、事業者が失敗しても、その経験を生かして再挑戦できる事業環境をつくり、わが国において一層の起業の促進を図る観点から、金融機関によるいわゆるプロパー融資についても、経営者保証を求める場合には、求める理由を明確に説明するよう、金融機関に働きかけを行うとともに、金融庁の監督指針でガイドラインにのっとり運用が適正になされるよう徹底すること。
- 四 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）における過去の不正事案が発生した根本原因を再確認し、政府保有株式の全部処分後においても、商工中金による自律的なコンプライアンス及びガバナンス態勢の更なる強化に向けた取組が着実に実施されるよう、再発防止に向けて適切に監督すること。
- 五 特別準備金及び危機対応準備金については、民間金融機関のみでは対応が困難な分野への積極的な資金供給や、危機対応業務を適切に実施するための原資として活用するものとし、特別準備金及び危機対応準備金が民間金融機関との競争上優位性のあるものとして活用され民業圧迫が生じることがないよう、必要最小限の保有金額とするなど適切な管理に努めること。
- 六 商工中金の政府保有株式の全部を処分するまでの間において、商工中金の

取締役の選任に関し、株主としての権利を行使するに当たっては、民間企業等において中小企業金融に関する豊富な経験と優れた実績を有するなど、商工中金において自主性及び創造性にあふれ、効率的な経営を行うことのできる資質及び能力を有している者が選任されるよう、特に配慮すること。

七 商工中金の完全民営化の実現に向けて、自己資本の充実の状況や危機対応業務を含む事業の状況等を適切に勘案し、商工中金に対する国の関与の在り方について十分な検討を加え、その結果について公表すること。また、完全民営化後においても、商工中金が中小企業による中小企業のための金融機関として中小企業に寄り添った支援を継続的に実施するよう、必要な措置を講ずること。

八 商工中金の危機対応業務とその他の業務を区分するなどして、それぞれの業務の財務状況が明らかになるようにすること。

九 商工中金の政府保有株式の全部処分に当たっては、本法の公布から2年以内に、公正な価格及び方法による売却が行われるよう、十分配慮すること。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（令和5年4月7日閣議決定）に基づき、令和5年4月14日から令和7年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第17号) 要旨

本案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加すること。
- 2 国は、必要な関係者相互間の連携と協働の促進に努めなければならないものとする。
- 3 道路運送高度化事業に、乗合バス事業者又はタクシー事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であって、運行経路指示システム等の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資するものとして、一定の要件を満たす設備を用いるもの等を追加すること。
- 4 地方公共団体と交通事業者が、一定の区域、期間について、運行系統、運行回数、費用負担等を定めた協定を締結しているときは、協定に定める事項を地域公共交通利便増進実施計画に記載できること。
- 5 鉄道の再構築に関する制度の創設等
 - (一) 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある鉄道の区間について、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう国土交通大臣に要請することができ、大臣は、当該要請に係る区間が、交通手段再構築を実施するためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要等の要件を満たす区間（以下「特定区間」という。）であると認めるときは、再構築協議会を組織すること。
 - (二) 再構築協議会の構成員は国土交通大臣、関係地方公共団体及び関係公共交通事業者等とし、構成員は再構築協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないこと。
 - (三) 再構築協議会は、再構築方針を作成するため必要があると認めるとき

は、特定区間に係る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業を実施するための計画を作成することができること。

(四) 主務大臣は、基本方針において、再構築方針の作成に関する基本的な事項を定めるとともに、再構築協議会は、特定区間に係る交通手段再構築についての協議が調ったときは、基本方針に即して、再構築方針を作成すること。

二 鉄道及びタクシーについて、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により運賃等の設定を可能とするため、鉄道事業法及び道路運送法を改正すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 2050年カーボンニュートラルの実現に向け公共交通をいかした総合的な交通政策を推進する必要があることに鑑み、過度に自家用自動車に依存せず、ポリシーミックスの観点から、まちづくり政策、DX、GX、国土強靱化などの様々な政策との連携を図るとともに、雪国などの地域特性を考慮した施策の充実を図ること。また、モビリティとインフラを一体とした交通ネットワークの再構築について検討し、国土形成計画等に反映させること。

二 国及び地方公共団体は、地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、交通事業者等の取組に対する支援を更に拡充するよう努めること。また、地域公共交通の持続可能な発展を図るため、実証事業などの期間のみならず、それ以降も活用可能な中長期的な支援の取組や、安定的な財源の在り方を検討すること。

三 JR上場4社は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に基づく大臣指針に基づき、現に営業する路線の適切な維持に努めることが大前提であり、特に、特急列車が拠点都市を相互に連絡する線区、貨物列車が現に走行している線区及び災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区については、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区として、各社に対し、内部補助により引き続き維持するよう指導するとともに、国鉄分割民営化以降の社会経済状況の変化を踏まえ、国としても鉄道ネットワークの維持の在り方について今後の国の関与の在り方も含め検討

すること。

- 四 再構築協議会における地域の鉄道に関する協議の在り方について、廃線ありきではないこと、旅客数や収支だけで判断するのではなく、地域住民の意向や地域に与える影響等を十分に考慮して総合的に判断すべきことなどを基本方針で明確にすること。また、結論が合理的な期限内に出ない場合であっても、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努め、合意のない交通手段再構築等を行わないこと。
- 五 再構築協議会の協議においては、地域公共交通が失われることによる、新たに生じる医療機関へのアクセスコストの増加、観光業への打撃、商業的な損失、地価の下落、就学機会の制限による人口構成の変化等、広範なクロスセクター効果について十分に検討を行うこと。
- 六 再構築協議会の構成員については、地域の実情に応じて住民、労働者、物流事業者等を含めることとし、多様な意見が反映されるようにすること。また、少数意見等の反映されない意見等を継続的にくみ取るための更なる仕組みづくりについて検討すること。
- 七 再構築協議会を含む地域公共交通に係る協議会については、会議開催後速やかに議事録を公開するなど最大限透明化を図ること。
- 八 上下分離による鉄道の維持やBRTの導入等、再構築協議会で合意された事業に対しては、どのような協議の結果となったかにかかわらず、協議の過程にも配慮した、十分かつ公平な支援を行うこと。
- 九 再構築方針で定められる交通手段再構築の目標の達成状況の評価が適時適切に行われるよう促すとともに、地域が評価の結果を踏まえ、検討を行い、交通手段再構築の事業の見直し等を行うときは、的確な支援を行うこと。
- 十 地方公共団体や公共交通事業者による連携と協働を推進するため、地方公共団体の交通政策に精通した専任職員の確保と育成は極めて重要であることに鑑み、こうした人材を適切に配置するための地方交付税措置による財政的支援を検討するとともに、コーディネーター等に係る情報提供などを積極的に実施すること。また、地域公共交通の活性化や再生に向けた議論やその実施される事業の実効性を担保するためには様々な専門家やファシリテーターの存在が極めて重要であることから、その確保に取り組む地方公共団体に対し十分な支援を行うこと。
- 十一 乗合バス等自動車運送事業の運転者が不足している状況に鑑み、路線維持や鉄道をバスに転換する場合に運転者が確保できない懸念もあることから、

その確保のための支援策を講じること。

十二 地域を支える最後の公共交通機関であるタクシーの維持存続のため、地方公共団体と連携、協働し、経営を支援するための措置を講じること。

十三 地域公共交通の「リ・デザイン」を図りつつGXを加速させる観点から、カーボンクレジットの導入等EVバスの地域への導入のインセンティブとなる制度について検討すること。

十四 鉄道事業者が、協議によって鉄道の運賃等を設定する場合においては、現在の運賃水準と比較して値上げとなることも想定されるため、当該鉄道事業者に対し、利便性の向上等地域の利用者の理解を得るための取組も併せて行うことを働きかけるよう努めること。

十五 運賃を協議するための協議会に先立ち開催される公聴会については、できる限り幅広い意見を反映させるため、地方公共団体に対し、開催の回数や方法にも配慮するよう求めること。

十六 本法の施行状況について毎年度評価を実施し、施策を適切に見直すとともに、改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、附則で定める検討条項の5年を待つことなく、検討の結果に基づき所要の措置を講ずること。

十七 公共事業関係予算を、地域公共交通の施設やネットワーク維持に、積極的に活用できる仕組みを検討するとともに、公共交通と他の事業とのバランスの取れた支援を行うこと。また、社会資本整備総合交付金を交付するに当たっては、具体の支援対象や支援額を計画的に分かりやすく地域に示すこと。

十八 通学定期や障害者割引等の社会政策に係る費用を交通事業者が負担していることを踏まえ、文教や福祉分野においても交通事業者支援のための仕組みづくりについて、検討すること。

十九 並行在来線等、第三セクターの鉄道事業者において、国鉄及びJRから引き継いだ設備の補修、更新費用が大きな負担となっている現状も踏まえ、先行地域も含めた支援を充実するよう努めること。

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、高速道路その他の料金を徴収する道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、地方道路公社等が2以上の道路を1の道路として料金を徴収する特例の拡充、道路の通行等に係

る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路整備特別措置法の一部改正

- 1 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた2以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を1の道路として料金を徴収することができること。
- 2 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和97年9月30日以前でなければならないこと。
- 3 高速道路等の料金の確実な徴収のため、車両の運転者に加え、使用者からも料金を徴収できることを明確化すること。また、会社等は、軽自動車、二輪車の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため、当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、国土交通大臣等に対し、当該運転者等を特定するために必要な情報の提供を求めることができること。

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場の整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加すること。
- 2 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容について、先行特定更新等工事（令和47年9月30日においても高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることを確保するために必要と認められる工事）及び後行特定更新等工事（高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることを確保するために必要と認められる工事）を区分して定めること。
- 3 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して50年以内でなければならないこと。
- 4 機構は、令和97年9月30日までに解散すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法施行後に追加する更新等のための事業については、協定変更時における点検技術等を前提に、必要とされる事業のみを対象とし、当該事業の必要性及び合理性については、償還計画の前提となる高速道路の維持管理、更新等のライフサイクルコストの算定及び推計が適切か、費用対効果が高いものかの観点から評価すること。また、その結果については、随時公表すること。
- 二 老朽化した高速道路の維持管理、更新に関し、人口減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえた持続可能な整備の方向性について、本法施行後5年以内を目途として、検討すること。
- 三 高速道路の維持管理の重要性が増大していることに鑑み、本法施行後5年以内を目途として、一及び二により公表又は検討された内容を踏まえ、道路関係4公団民営化の趣旨にのっとり高速道路会社がより柔軟かつ多様な料金設定をすることとし、利用者の利便性の向上に貢献し、ライフサイクルコストを最小化する観点から、道路整備特別措置法第23条第1項第1号から第3号までに掲げる高速道路に係る料金の基準等、高速道路資産の管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 定額制度をはじめ、あらゆる料金体系を国民経済と経済発展に資する観点から勘案した上で、持続可能な高速道路を実現するために必要となる費用の負担の在り方について早急に検討し、高速道路の料金を永久に有料にするか、無料にするかの議論について、可及的速やかに結論を出すこと。
- 五 高速道路の維持管理、更新に当たっては、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、維持管理等に係る費用の適正性等についての監査を適宜適切に行うこと。

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）（参議院送付）要旨

本案は、自然災害の頻発等により、洪水等の予報の重要性が増大していることに鑑み、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 気象業務法の一部改正

- 1 水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加すること。
- 2 予報業務の許可を受けた者が、気象庁が行った観測等の成果を補完するために行う観測を行うに当たって用いる気象測器について、気象庁長官の確認を受けたときは検定に合格していないものであっても当該観測に使用することができること。
- 3 気象庁は、都道府県知事が指定した河川について都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合に、国土交通大臣から二の自らが指定した河川についての情報の提供を受けたときは、これを踏まえるとともに、当該情報を活用するに当たって、必要な場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないこと。
- 4 気象関連現象予報業務（土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務）に係る許可の基準について、予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを追加すること。また、当該予報業務に当たって、自ら気象の予想を行わない事業者は、気象予報士の設置を要しないこと。
- 5 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）に係る許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、6の事前説明を受けた者にのみ利用させるものに限られること。
- 6 特定予報業務に係る許可を受けた者は、当該予報の利用者に対し、その利用に当たって留意すべき事項等を事前に説明しなければならないこと。
- 7 気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加すること。

二 水防法の一部改正

都道府県知事は、国土交通大臣に対し、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得した水位等の情報の提供を求めることができるとともに、国土交通大臣は、当該求めがあったときは、当該情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

漏なきを期すべきである。

- 一 本川・支川一体での洪水予測による洪水予報の高度化を実現するに当たり、国土交通省水管理・国土保全局、気象庁及び地方公共団体が一層緊密に連携・協働するとともに、地方公共団体に対し、長時間先の予測水位情報や早期の洪水予報等を活用し、地域住民の早期の避難行動につながるよう、的確で理解しやすい情報の提供を促すこと。また、地方公共団体における防災体制の充実強化のため、地方公共団体に対し、人的支援の取組を推進し、財政支援を十分に行うこと。特に、地方公共団体における住民への防災教育や災害時の専門的助言を行う気象防災アドバイザーの設置を促進するための十分な支援措置を講ずること。さらに、防災気象情報の提供体制を強化するため、組織の在り方を含めた見直しの検討を行うこと。
- 二 水位周知河川においては、降水の予測精度の向上や洪水予測技術の進展等により、一定の精度で水位や流量の予測が可能となってきた現状を踏まえ、必要に応じ、洪水予測モデルの開発や予測システムの提供を含めた技術的な支援を都道府県に対し行うよう努めること。
- 三 大規模噴火の発生に伴う潮位変化を発生させるメカニズムの解明や津波予測精度の向上等を、できるだけ早期に実現させるため、気象衛星ひまわりの画像解析技術の高度化や、沖合の海底水圧計等によるリアルタイムでの観測結果及びその予測への活用に係る調査及び技術開発などについて、必要な予算措置を講ずること。
- 四 民間気象事業者による土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務については、利用者の多様なニーズに寄与できるよう、予報業務許可に当たり、予報の提供に関する条件や技術上の基準等の許可基準の明確化を図るとともに、その周知に努めること。
- 五 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務においては、防災上の混乱を防止するため、予報業務許可事業者に対し、利用者への予報事項を第三者に伝達するリスクの説明等の徹底を求め、その情報提供体制について、問題事例が生じた場合には、必要に応じ、適切に指導を行うこと。

○海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅

客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶貸渡業者等が作成する外航船舶確保等計画の認定制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

- 1 一般旅客定期航路事業等の許可の欠格事由を拡充すること。
- 2 安全統括管理者及び運航管理者の選任に資格者要件を導入し、資格者の試験制度を創設すること。
- 3 国土交通大臣は、法令等に違反した事業者に対し、船舶等の使用停止を命ずることができること。
- 4 対外旅客定期航路事業等について登録制度を導入し、許可の場合と同様の欠格事由を適用すること。
- 5 小型船舶のみを用いる旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、安全人材確保計画を国土交通大臣に提出しなければならないこととともに、当該許可について更新制を導入すること。
- 6 国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、外航船舶の導入及び確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。
- 7 対外船舶貸渡業者等は、単独又は共同で、外航船舶の確保等についての計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣は、計画が6の方針に適合する場合等は、認定をすること。
- 8 法人の代表者等がその法人の業務に関し、輸送の安全確保命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、1億円以下の罰金刑を科すこと。

二 船員法の一部改正

船舶所有者は、小型船舶の乗組員について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船等に関する教育訓練を実施しなければならないこと。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

特定操縦免許は、小型船舶操縦士国家試験に合格し、かつ、特定操縦免許講習の課程を修了した者に行うものとし、国土交通大臣は、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、航行する区域について限定をすることができる

こと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 これまで事故で多くの犠牲者が出ていることを踏まえ、安全の確保は旅客船事業を営む際の大前提であることを常に念頭に置き、事故を生じさせないため、規制当局として毅然とした姿勢を堅持し、たゆみない安全確保に努めるよう促すこと。
- 二 本法で強化された規制が実効性を伴うよう、関係者に対する適切な助言、監査を行うこと。また、日本小型船舶検査機構の検査の実効性が伴わなかったことが事故の要因の一つとなったことを踏まえ、同機構への監督強化や、国との情報共有を徹底し、同機構の検査の実効性を高めること。
- 三 事故被害者のご家族に対する支援については、ご家族が一日も早く再び平穏な生活を営むことができるようきめ細かく継続的に、単なる情報提供等にとどまらない、ご家族の要望を十分に踏まえた対応を行っていくよう努めること。
- 四 現行の救命設備の課題を解消できる新たな救命設備の開発と、その船舶への搭載を促進すること。特に、中小零細事業者が、費用の面から導入を躊躇してしまうことがないよう、早期搭載に向けた必要な支援を継続的に行うこと。
- 五 抜き打ちやリモートによる運航管理体制等の事業者への監査、及び違反点数の累計による適時適切な行政処分等の新たな規制を実効的に運用するため、地方運輸局等の体制を拡充すること。
- 六 安全統括管理者講習機関の登録、指定試験機関の指定に当たっては、公正で透明なプロセスによって行い、天下り等行政との不適切な関係を疑われぬようにすること。
- 七 世界単一市場である国際海運市場において、経済安全保障の観点から我が国商船隊が競争力を確保し続けられるよう、必要な財政や税制の支援措置を継続的に講じていくこと。

○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務等を有すること。
- 二 空家等の所有者等（所有者又は管理者）は、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。
- 三 空家等対策計画に、経済的社会的活動の促進のために空家等の活用が必要と認められる空家等活用促進区域及び当該区域内における空家等活用促進指針を定めることができること。また、敷地等と道路との関係等についての建築基準法の特例を受けるための要件を空家等活用促進指針に定めることができること。
- 四 市町村長は、特定空家等に対する助言、指導、勧告又は命令の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させることができること。
- 五 市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、空家等に工作物を設置している者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。
- 六 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等（管理不全空家等）の所有者等に対し、指導でき、指導した場合も状態が改善されずそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれが大きいと認めるときは勧告でき、当該勧告がされた管理不全空家等は住宅用地に対する固定資産税の特例の適用除外とすること。
- 七 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理に必要な処分の命令等ができること。
- 八 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、その措置を自ら行う

ことなどができること。

九 市町村長は、特定非営利活動法人等であつて、空家等の所有者等に対し当該空家等の適切な管理等を図るために必要な援助を行う業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、空家等管理活用支援法人として指定することができること。

十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 市町村による空家等活用促進区域の指定に当たっては、条件として中心市街地等の他に地域の実情に応じて幅広く柔軟に指定できることを明確にし、指定の基準や手順を明示するなど、必要な支援を行うこと。
- 二 市町村長による管理不全空家等に対する指導及び勧告が円滑に行えるよう、どのような空家等が管理不全空家等に該当するか、具体的な状態を示すこと。
- 三 意思能力に欠ける疑いが強いが成年後見人が選任されていない、特定空家等の所有者等への助言又は指導、勧告、命令及び代執行の手續並びに管理不全空家等の所有者等への指導及び勧告の手續の在り方について、その者の自己決定権などへの配慮をしつつ、検討を進めること。
- 四 多数者が共有する特定空家等に対する措置に関する手續について、市町村の行政負担が不合理なまでに過酷にならないよう検討を進めること。
- 五 本法に基づく特定空家等に対する措置を受けた所有者が死亡した場合の新たな所有者に対して、その者の手續面での保障に配慮しつつ、同措置の効果を早期に発現させることについて検討を進めること。
- 六 管理不全空家等に係る勧告等の対象となる者のうち、意思能力が不十分又は意思能力を欠く者については、その財産を管理する各種制度を積極的に活用できるよう検討すること。
- 七 管理不全建物管理人制度等の周知に努めるなど、財産管理人による空家等の管理などが進みやすい環境を整備すること。
- 八 命令等の事前手續を経るいとまがない緊急時の代執行制度について、過度な財産権の制限とならないよう、また、制度の円滑な活用が進むようにするため、どのような場合に緊急時の代執行ができるかについて具体的に示すこと。

- 九 代執行の対象となる特定空家等に残された動産の取扱いについて、本法の円滑な実施の観点からの検討を進めること。
- 十 借地上の特定空家等が代執行により除却された場合において、土地の利用価値が増加し土地所有者等に受益が生じるとして負担を求め得るかの検討を進めること。
- 十一 市町村長による空家等管理活用支援法人の指定が円滑に進むよう、先進事例を紹介しつつ、指定に当たっての考え方を示すなど、市町村長が指定しやすい環境を整備すること。また、市町村が空家等管理活用支援法人を積極的に利用できるよう、十分な支援措置と予算措置とを講ずることについて、検討を進めること。
- 十二 本法の円滑な施行に当たっては、地方公共団体の空き家担当職員の確保及び地方公共団体の空き家対策予算の充実が重要であることに鑑み、地方公共団体の担当職員の増員を促し、地方交付税制度等による財政の支援に努めること。
- 十三 空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。
- 十四 本法の第18条に定める空家等の活用の促進についての配慮が円滑に進むよう、都道府県や関係府省にその運用について十分に周知徹底すること。
- 十五 本法の特例により、狭あい道路が更に狭あいになることがないようにすること。また、空家等に関する除却を行う際に狭あい道路を拡張するなどの災害対策と空き家対策の連携方策について、検討を進めること。
- 十六 国土交通省の空き家対策モデル事業においては、その趣旨及び目的に鑑み、地方公共団体と法務、不動産、福祉等の資格を有する専門家との積極的な連携を図り、地域の活性化に資する優良な取組を支援すること。
- 十七 部分居住の長屋の非居住住戸が著しく保安上危険等の状態になっている場合に本法の適用対象とすることについて検討を進めるとともに、全部非居住の長屋も含めて、建物の区分所有等に関する法律を踏まえた本法の措置の在り方について、検討を進めること。

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、最近における事業用自動車の運転者の労働条件等をめぐる状況に鑑み、当該措置の期間を当分の間延長すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和5年4月7日に入港禁止の期間を令和7年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 気候変動適応法の一部改正

- 1 政府は、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画を定めなければならないものとする。
- 2 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合には、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「熱中症警戒情報」という。）を発表し、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。
- 3 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合には、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下「熱中症特別警戒情報」という。）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。
- 4 市町村長は、当該市町村の区域内に存する施設であって基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができるものとし、指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る期間のうち公表された開放可能日及び時間帯において当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないものとする。
- 5 市町村長は、特定非営利活動法人等であって、熱中症対策についての当該市町村の住民等に対する啓発活動等や住民からの相談への対応等の事業に関し基準に適合すると認められるものを、熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）として指定することができるものとする。
- 6 普及団体の職員等は、5の住民からの相談への対応等の事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする。

二 独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正

独立行政法人環境再生保全機構の業務として、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理、分析及び提供等を追加すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 熱中症による死亡者数ゼロを早期に実現するため、熱中症対策の総合調整機能を担う環境省の主導により、関係府省庁の連携を一層強化し、実効性ある施策を展開すること。
- 二 熱中症特別警戒情報の発表基準については、人の健康に重大な被害が生ずるおそれがある場合を的確に判断する必要があることから、現行の熱中症警戒アラートの運用上の課題を踏まえつつ、適切な指標を設けること。また、運用に際しては、地方公共団体等に対する迅速かつ確実な情報伝達の方法を検討すること。
- 三 指定暑熱避難施設の指定基準については、市町村の自主的な取組が妨げられることのないよう、地域特性等を踏まえた仕組みとすること。また、施設が利用しやすくなるよう、高齢者などの熱中症弱者の移動に配慮するなど必要な措置を講ずること。
- 四 市町村における熱中症対策普及団体の指定については、地域の実情を踏まえ各市町村の主体的な判断で実施できるように配慮すること。また、熱中症対策普及団体の利用する個人情報等の取扱いについて、漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
- 五 地方公共団体における熱中症対策の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。
- 六 熱中症に関する調査研究成果などを含む熱中症ガイドブックなどを作成し、子どもや高齢者向けの熱中症予防方法を分かりやすく国民に伝えること。
- 七 住宅等の断熱の加速化やエアコン設置支援なども含めた適応策及び緩和策の両輪の取組を推進すること。
- 八 今後10年の気候変動対策が数千年にわたり影響を与えるとのIPCC第6次評価報告書統合報告書の指摘に鑑み、新興国等の温室効果ガス排出抑制に関する技術協力などを総合的に推進させるとともに、適応に関する施策を総合的に推進すること。
- 九 都市部のヒートアイランド化を防止するため、農地の維持のほか、都市公

園や個別の民間の樹木の保護、オフィスの屋上等の緑地化など都市部の緑地化を推進すること。

十 住宅の断熱化と都市の緑化に力を注ぎ、相乗的にヒートアイランド化の防止に努めること。

十一 熱中症対策は事後処置だけではなく、予防措置にも注力すべきであることから、都市の緑化を維持・推進する仕組みや、各家庭での花壇造成の奨励などの国民が参加する施策を積極的に取り入れ、国民的意識も創造しつつ野心的緩和策の加速化を図ること。

【安全保障委員会】

○防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛官の定数を改めること。
- 二 防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関することを追加すること。
- 三 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者に対する所要の措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（以下「指定装備品等」という。）の安定的な製造等の確保のため、供給網の強靱化、製造工程の効率化、サイバーセキュリティの強化又は事業承継等のいずれかに係る取組を行おうとする装備品製造等事業者が、当該取組に関する計画を作成し、防衛大臣の認定を受けた場合は、政府は、当該事業者に対し、その取組が着実に実施されるよう、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 二 防衛大臣は、装備品製造等事業者に対し、必要な限度において、指定装備品等の製造等及びその製造等に必要な原材料等の調達又は輸入に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができること。
- 三 二により報告又は資料の提出の求めを受けた装備品製造等事業者は、その求めに応じるよう努めなければならないこと。
- 四 外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、防衛大臣の求めに応じて移転対象物品の仕様等の調整を行おうとする装備品製造等事業者が、

当該装備品等の仕様等の調整に関する計画を作成し、防衛大臣の認定を受けた場合は、防衛大臣の指定を受けた指定装備移転支援法人は、当該事業者に対し、装備品等の仕様等の調整を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

五 株式会社日本政策金融公庫は、装備品製造等事業者による指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をすること。

六 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発等又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）に対し、当該契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを取り扱わせる必要があると認めたときは、これを装備品等秘密に指定した上で、当該契約事業者に提供することができること。

七 防衛大臣は、装備品製造等事業者に対する一、四及び五による措置では防衛省による指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合には、当該指定装備品等の製造等を行うことができる施設等を取得することができるものとし、一定の装備品製造等事業者に対し、その管理を委託すること。

八 罰則について所要の規定を設けること。

九 この法律は、一部の規定を除き、令和5年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本法において実施される装備品製造等事業者への財政上の措置や基金による助成金の交付が装備品等の開発及び生産のための基盤の強化の入り口に過ぎないとの認識の下、我が国の防衛産業が自律的な産業へと発展し、国際的競争力を備えたものとなるため、防衛装備品の開発及び生産の基盤を抜本的に強化するための戦略を明示することが必要であることから、本法に基づき、しっかりとした基本方針を定めた上で、施策を実施すること。

二 基本方針の策定に当たっては、生産・使用実績、実現可能性、我が国の外交・安全保障戦略を総合的に勘案し、重点的に強化を図る分野を明示すること。

三 海外からの輸入ではなく、国内での開発又は調達を優先する場合の判断基

準の基本的な考え方を基本方針において明示すること。

- 四 防衛産業への新たな企業の参入及び既存の防衛関係企業の防衛分野における積極的な事業活動の推進を促すため、防衛産業に対する企業の忌避感を低減させるための施策を講ずること。
- 五 防衛装備品に活用する先端技術を発掘・開発するため、既存の防衛関係企業を中心とした閉鎖的な旧来の研究開発体制を見直し、先端技術や優れた民生技術を研究している多様な企業が参入しやすい環境を整備するよう努めること。
- 六 国内の防衛関連企業の撤退が相次いでいる状況に鑑み、長期的に企業の高コスト体質と国際的競争力低下を助長するとされる原価計算方式について、その改善を行うなど、防衛産業を産業として機能させるための改革を検討すること。
- 七 防衛関連企業において防衛装備品の製造に係る事業計画が立てられないなどの負担を強いられている実情に鑑み、主要な防衛装備品については調達開始までに将来の調達予定数量を可能な限り明確にするとともに、できるだけ短期間の連続した年度で調達を完了するよう計画を定め、かつ、その確実な達成に努めること。
- 八 防衛産業の国際競争力の強化及び防衛省における防衛装備品の調達の効率化・安定化の観点から、我が国の防衛産業基盤の強化策の在り方について、企業の事業連携及び部門統合等も含め、継続的に防衛関連企業との意見交換を緊密に実施すること。
- 九 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託については、防衛産業の活性化が図られるよう、法律に定められた目的の範囲内で、国が所有する施設等を有望な企業が使用し、先端的装備品の開発もすることができるよう配慮すること。
- 十 装備品の海外移転に際しては、我が国ならではの安心・安全の確保のための技術が平和と安定の維持に寄与するための移転とすること。
- 十一 防衛装備移転は、政府が主導し、官民連携の下に推進することが重要であることに鑑み、外部の専門的知識を有する者によって構成される会議を設置し、その助言等を受けることを検討すること。また、防衛装備移転の案件を形成する過程においては、優先的に移転を推進する品目を政府主導で選定することを検討すること。
- 十二 防衛装備移転に当たり、案件の形成過程が効果的・効率的に進められる

- よう、外国に所在する在外公館その他の政府機関において、装備移転の推進に係る業務に必要な能力の強化が図られるための必要な措置を講ずること。
- 十三 防衛装備移転の交渉に当たり、民間の事業者のみでは困難な相手国政府との政治的課題等に対しては、政府、官民一体となって戦略的に交渉・調整を行うこと。
- 十四 本法に基づく装備移転仕様等調整に係る助成金制度の対象とならない場合においても、状況に応じて事業者に対する助成を行うことができるよう、その仕組みの創設と必要な予算措置について検討を行うこと。
- 十五 防衛装備移転の円滑化措置の実施結果については、透明性確保の観点から、品目、件数、仕様等調整に要する費用の規模について相手国との関係が許す限り公表すること。
- 十六 本法に基づく調査や財政上の措置については、民生品の技術と共有する部分も多いことから、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないことについて一層配慮すること。
- 十七 本法に定める装備品等秘密の保護に関する措置については、事業者に対し十分な説明を行うとともに、イノベーションの意欲をそぐことのないよう関係者の意見を聴いて、慎重にその理解を得るようにすること。
- 十八 本法の施行後2年以内に、法律の施行状況や課題について国会に報告するよう努めること。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 オーストラリア軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。
- 二 日本の当局により逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等のオーストラ

リア軍隊への引渡し、オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領及びオーストラリア軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

三 オーストラリア軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとする。

四 特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあつせんの申請があつたときは、防衛大臣は、当該申請に係る請求のあつせんを行わなければならないものとする。また、政府は、右のあつせんにより、その請求の解決を得られない者が、オーストラリアの裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助を行うことができるものとする。

五 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 英国軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。

二 日本の当局により逮捕された英国軍隊の構成員等の英国軍隊への引渡し、英国軍隊によって逮捕された者の受領及び英国軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

三 英国軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他

人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとする。

四 特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害について英国に対して行う賠償の請求のあつせんの申請があつたときは、防衛大臣は、当該申請に係る請求のあつせんを行わなければならないものとする。また、政府は、右のあつせんにより、その請求の解決を得られない者が、英国の裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助を行うことができるものとする。

五 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

【予算委員会】

○令和5年度一般会計予算

本予算は、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講じるため、令和4年度第2次補正予算と一体として、編成されたものである。

一般会計予算の規模は、前年度当初予算額に対して6.3%増の114兆3,812億円となっている。歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算額に対して8.0%増の72兆7,317億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算額を1兆3,030億円下回る35兆6,230億円で、公債依存度は31.1%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入 69,440,000百万円

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずるなど、所要の税制改正を行うこととしている。

2 官業益金及官業収入 50,567百万円

3 政府資産整理収入 671,064百万円

4 雑収入 8,596,604百万円

5 公債金 35,623,000百万円

(1) 公債金 6,558,000百万円

(2) 特例公債金 29,065,000百万円

6 前年度剰余金受入 —

計 114,381,236百万円

歳出

1 社会保障関係費 36,888,887百万円

(1) 年金給付費 13,085,689百万円

(2) 医療給付費 12,151,734百万円

(3) 介護給付費	3,680,922百万円
(4) 少子化対策費	3,141,233百万円
(5) 生活扶助等社会福祉費	4,309,281百万円
(6) 保健衛生対策費	475,370百万円
(7) 雇用労災対策費	44,657百万円

経済・物価動向等を踏まえつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等における「新経済・財政再生計画」で示された社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成している（年金スライド分を除く高齢化による増は4,100億円程度、年金スライド分の増は2,200億円程度）。

2 文教及び科学振興費	5,415,791百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	1,521,553百万円
(2) 科学技術振興費	1,394,155百万円
(3) 文教施設費	74,257百万円
(4) 教育振興助成費	2,305,387百万円
(5) 育英事業費	120,438百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3 国債費	25,250,340百万円
4 恩給関係費	96,966百万円
(1) 文官等恩給費	4,847百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	85,194百万円
(3) 恩給支給事務費	671百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	6,255百万円
5 地方交付税交付金	16,182,276百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額16兆9,500億円から、平成20年度、21年度、28年度、令和元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき、令和5年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額7,832億円を控除し、加算することとされている額154億円を加えた額を計上している。

6 地方特例交付金	216,900百万円
-----------	------------

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特

例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

- | | |
|----------------|---------------|
| 7 防衛関係費 | 10,168,585百万円 |
| (1) 左記繰入れ除く | 6,787,965百万円 |
| (2) 防衛力強化資金繰入れ | 3,380,620百万円 |

令和4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとしている。また、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」の規定に基づく防衛力強化資金への繰入れに必要な経費を計上している。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 8 公共事業関係費 | 6,059,994百万円 |
| (1) 治山治水対策事業費 | 954,384百万円 |
| (2) 道路整備事業費 | 1,671,083百万円 |
| (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 | 397,584百万円 |
| (4) 住宅都市環境整備事業費 | 730,657百万円 |
| (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 | 178,362百万円 |
| (6) 農林水産基盤整備事業費 | 607,848百万円 |
| (7) 社会資本総合整備事業費 | 1,380,489百万円 |
| (8) 推進費等 | 61,938百万円 |
| (9) 災害復旧等事業費 | 77,649百万円 |

新技術を活用した老朽化対策やハード・ソフト一体となった流域治水対策、先端的なデジタル技術を活用した洪水予測技術の開発加速など防災・減災、国土強靱化の総合的な取組を推進するとともに、地域の創意工夫を生かした地域公共交通ネットワークの再構築や、生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備、建設・建築DXの推進等に重点的に取り組むこととしている。

- | | |
|---------|------------|
| 9 経済協力費 | 511,374百万円 |
|---------|------------|

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

- | | |
|------------|------------|
| 10 中小企業対策費 | 170,376百万円 |
|------------|------------|

取引適正化対策や中小企業の研究開発投資などに重点的な配分を図ると

ともに、事業再生・事業承継支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた信用保証に係る経費を減額している。

11 エネルギー対策費 853,965百万円

「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費 1,265,365百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13 その他の事項経費 5,800,416百万円

14 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費
4,000,000百万円

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15 ウクライナ情勢経済緊急対応予備費 1,000,000百万円

ウクライナ情勢に伴い発生し得る経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

16 予備費 500,000百万円
計 114,381,236百万円

○令和5年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441兆9,088億4,800万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、197兆3,137億2,900万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
51,176,962	49,543,613

歳入では、一般会計から16兆4,507億3,200万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として622億4,600万円を受け入れるほか、地方法人税については、1兆8,919億円を計上し、その全額から平成28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、地方交付税交付金17兆23億5,400万円（うち、震災復興特別交付税654億200万円）を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
239,473,695	239,473,695

歳入では、一般会計から25兆2,494億1,100万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から56兆747億8,700万円、東日本大震災復興特別会計から155億8,700万円、エネルギー対策特別会計から6億700万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,128億円、公債金153兆1,212億2,200万円、復興借換公債金3兆3,266億6,300万円、脱炭素成長型経済構造移行借換公債金1兆1,034億4,600万円等をそれぞれ見込んでいる。歳出では、公債等償還に224兆7,455億5,600万円、公債利子等支払に10兆227億5,100万円、復興債整理支出に3兆5,481億100万円、脱炭素成長型経済構造移行債整理支出に1兆1,040億5,300万円等をそれぞれ計上している。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,988,136	2,419,319

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法

律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により令和4年度において生ずる決算上の剰余の全額2兆8,350億1,400万円を令和5年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち1兆8,948億1,200万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」の規定に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てることとしている。また、同法案の規定に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるために、同法案の規定に基づきこの会計から1兆2,004億3,300万円を令和5年度の一般会計に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	23,901,577	23,901,577
(2) 投資勘定	1,016,707	1,016,707
(3) 特定国有財産整備勘定	70,044	19,144

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を12兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等を図ることとし、4,298億円の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,787,144	2,787,144
(2) 電源開発促進勘定	334,458	334,458
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	10,937,847	10,937,847

エネルギー需給勘定において、歳入では、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の規定に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした公債の発行により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（以下「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。）の財源に充てることとしている。歳出では、脱炭素成長型経済構造移行費用として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

電源開発促進勘定において、脱炭素成長型経済構造移行費用として高速炉・高温ガス炉の実証炉に係る研究開発に要する経費を計上している。また、

脱炭素成長型経済構造移行費用の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年法律第94号)に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	1,223,193	1,069,218
(2) 雇用勘定	3,648,810	3,507,640
(3) 徴収勘定	4,079,671	4,079,671

労災勘定においては、保険給付費について、令和4年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1兆2,561億1,300万円(うち一般会計からの繰入181億4,700万円)を、育児休業給付の支給に要する費用として7,624億6,900万円(うち一般会計からの繰入95億3,100万円)を計上している。

7 年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	28,854,982	28,854,982
(2) 国民年金勘定	3,925,804	3,925,804
(3) 厚生年金勘定	50,408,732	50,408,732
(4) 健康勘定	12,514,890	12,514,890
(5) 子ども・子育て支援勘定	3,344,681	3,344,681
(6) 業務勘定	456,714	456,714

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆9,949億8,400万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額、保険給付費等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆4,843億4,900万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出

では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、57億4,800万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2兆5,033億3,700万円を受け入れることとしている。

以上のほか、地震再保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○令和5年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
14,089	10,031

新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）等に基づく沖縄の自立的発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として2,295億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資37億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	193,169	106,855
(2) 農林水産業者向け業務	43,127	40,012

(3) 中小企業者向け業務	150,005	54,217
(4) 信用保険等業務	300,853	849,436
(5) 危機対応円滑化業務	12,484	105,937
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	4,088	4,088

国民一般向け業務において、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として総額4兆7,490億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付3,950億円）を計上している。この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金18億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金1億6,200万円、財政融資資金からの借入金3兆700億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で19兆6,576億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金467億円を予定している。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
1,363,395	1,329,702

日本企業のサプライチェーン強靱化及びグリーン、デジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援していくこととし、総額2兆6,500億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金900億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金9,810億円、社債の発行による収入1兆8,650億円及び借入金償還等△3,260億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
152,877	145,881

開発途上地域の政府等に対して、1兆8,940億円の出融資を行うこととし、

これらの原資として、一般会計からの出資金478億4,000万円、財政融資資金からの借入金1兆431億円、国際協力機構債券の発行による収入3,055億円及び貸付回収金等4,975億6,000万円を予定している。

【決算行政監視委員会】

○平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度特別会計歳入歳出決算、平成30年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成30年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額105兆6,974億1,812万円余、歳出決算額98兆9,746億9,654万円余であり、差引き6兆7,227億2,157万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和元年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成30年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆3,283億3,981万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務負担額を除く。）は、平成30年度末現在896兆3,560億1,669万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成30年度末現在41兆5,270億616万円余である。

二 特別会計

平成30年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入381兆1,771億4,821万円余、歳出368兆9,360億1,273万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆5,215億7,154万円余、不用額の合計額は18兆4,720億4,864万円余である。

債務負担額は、平成30年度末現在224兆3,340億6,238万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成30年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額78兆2,204億4,229万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額76兆8,977億3,918万円余であり、差引き1兆3,227億311万円余が平成30年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成30年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆2,307億5,372万円余、支出1兆635億4,099万円余である。

○令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書及び令和元年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額109兆1,623億7,592万円余、歳出決算額101兆3,664億6,722万円余であり、差引き7兆7,959億869万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、令和元年度における財政法第6条の純剰余金は、6,852億1,225万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務負担額を除く。）は、令和元年度末現在909兆3,308億169万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、令和元年度末現在39兆9,971億8,677万円余である。

二 特別会計

令和元年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入386兆5,519億8,458万円余、歳出374兆1,696億7,725万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆1,478億5,190万円余、不用額の合計額は14兆9,281億666万円余である。

債務負担額は、令和元年度末現在223兆9,023億5,349万円余である。

三 国税収納金整理資金

令和元年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額77兆4,666億4,531万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額76兆812億2,015万円余であり、差引き1兆3,854億2,515万円余が令和元年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

令和元年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆2,645億1,799万円余、支出1兆644億5,942万円余である。

（議決の内容）

平成30年度及び令和元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、

国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 予備費の使用については、必要最小限にとどめるべきであり、年度末になって緊急性が認められない多額の予備費の使用決定を行うことがないよう十分に配慮すべきである。

事業別フルコスト情報の開示については、類似の事業の比較を容易にするための補足情報を拡充するなど、情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋げるべきである。

決算の意義と重要性を踏まえ、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けて一層協力すべきである。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策については、罹患後症状に係る実態調査及び病理解明のための調査研究に引き続き取り組むとともに、診療体制を一層充実させるための対策を講じるべきである。

また、事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、借換え支援や事業再生支援等を今後も継続すべきである。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、ワクチン単価やキャンセルに伴う返還額を含め、ワクチンの調達、在庫管理等に関する情報を公開するべきである。また、今後、同様にワクチン等を調達する場合は、事後の妥当性の客観的な検証が可能となるよう、購入量等に係る算定根拠資料を作成、保存するべきである。

- (3) 国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題については、同様の事例の有無を可能な限り全省庁で調査するとともに、国民の疑念が生じないよう所要の措置を講じるべきである。

- (4) 少子化対策については、出産に関する負担軽減の観点から、妊産婦が適切に医療機関を選択できるよう出産費用の見える化を推進するとともに、出産費用の保険適用の導入を検討すべきである。

また、子育て家庭を支える社会の構築のため、必要な時に時間単位等で利用できる制度創設に向けた基盤整備を進めるべきである。

- (5) インボイス制度については、事業者間の情報量や交渉力の格差への対応が重要であることに鑑み、個人事業主等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備に努めるべきである。
- (6) ウクライナ避難民の受入れについては、日本国内の身元保証人が十分な経済的基盤を持たない場合を考慮し、その支援体制を更に充実させるべきである。

技能実習制度については、人材確保の手段として機能している実態を踏まえ、制度の見直しを行うとともに、転籍緩和について検討すべきである。

- (7) 教職員の働き方改革については、公立学校教員の長時間労働を是正するとともに、適正な時間外勤務手当の支給を行うなど、現行の教員給与制度について、抜本的な見直しを行うべきである。

教育のデジタル化については、デジタル教科書だけでなく端末の更新費用も無償化するなど、家庭環境等により教育機会の格差が生じないような措置を講じるべきである。

- (8) 介護保険制度については、各地方公共団体にワンストップの相談窓口を設けるなど積極的な支援に取り組むとともに、家族を介護する介護者への支援を充実させるべきである。

旧優生保護法による被害者の救済については、一時金の支給対象となる者から確実に請求があり、かつ、着実に支給が行えるよう更なる周知、広報等を行うべきである。

- (9) 高規格幹線道路等の整備については、地方創生や国土強靱化の観点から、未整備の部分、いわゆるミッシングリンクの早期解消に努めるべきである。

運送業に係る2024年問題については、中小事業者のガソリン代や人件費の価格転嫁を後押しするために、標準的な運賃がより一層活用されるよう、荷主等に対して制度の周知を図るとともに、長時間の荷待ちや運賃・料金の不正な据置き等の適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を引き続き講じるなどして、ドライバーの労働環境の改善に取り組むべきである。

- (10) FMS調達については、見積段階における必要経費の検討を緻密に行うとともに、我が国の安全保障にとって有益であるかの観点から改めて検討すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成30年度決算及び令和元年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成30年度中の国有財産の増減額は、総増加額5兆3,179億6,502万円余、総減少額3兆5,482億430万円余であり、差引き純増加額は1兆7,697億6,072万円余である。

これを平成29年度末現在額106兆8,241億8,650万円余に加算すると、平成30年度末現在額は108兆5,939億4,722万円余である。

平成30年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産24兆4,225億9,428万円余、普通財産84兆1,713億5,293万円余であり、区分別では政府出資等78兆779億502万円余、土地18兆7,354億9,939万円余、建物3兆4,212億4,859万円余、立木竹3兆1,212億1,717万円余、工作物2兆5,632億1,997万円余等である。

○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成30年度中の増減額は、総増加額3,131億89万円余、総減少額2,765億3,908万円余であり、差引き純増加額は365億6,180万円余である。

これを平成29年度末現在額 1兆1,108億789万円余に加算すると、平成30年度末現在額は1兆1,473億6,970万円余である。

平成30年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆1,128億5,765万円余、緑地の用に供するもの153億9,106万円余等である。

○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

令和元年度中の国有財産の増減額は、総増加額5兆5,046億8,049万円余、総減少額4兆2,273億2,965万円余であり、差引き純増加額は1兆2,773億5,083万円余である。

これを平成30年度末現在額108兆5,939億4,722万円余に加算すると、令和元年度末現在額は109兆8,712億9,805万円余である。

令和元年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産25兆2,657億8,382万円余、普通財産84兆6,055億1,423万円余であり、区分別では政府出資等78兆5,282億9,496万円余、土地19兆3,332億7,079万円余、建物3兆4,249億6,996万円余、立木竹3兆2,250億8,621万円余、工作物2兆5,482億1,225万円余等である。

○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の令和元年度中の増減額は、総増加額2,431億8,800万円余、総減少額1,968億2,989万円余であり、差引き純増加額は463億5,811万円余である。

これを平成30年度末現在額1兆1,473億6,970万円余に加算すると、令和元年度末現在額は1兆1,937億2,781万円余である。

令和元年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆1,549億6,775万円余、緑地の用に供するもの158億1,360万円余等である。

○令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額5兆円のうち、令和３年4月30日から令和３年11月26日までの間において決定された3兆1,656億5,915万5,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費、地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費等11件である。

○令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和３年4月20日から令和３年11月17日までの間において決定された447億6,481万3,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、政府広報に必要な経費、自衛隊が行う診療等に必要な経費、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等7件である。

○令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度特別会計予備費の予算総額8,352億4,250万円のうち、令和３年11月26日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費23億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○令和３年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、令和３年度特別会計予算総則第19条第1項の規定により令和３年9月16日に決定された地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費692億

1,571万6,000円の増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に決定された1兆4,529億1,560万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費、検疫業務の実施に必要な経費等5件である。

○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から令和4年3月25日までの間において決定された4,033億2,631万8,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費等8件である。

○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度特別会計予備費の予算総額8,352億4,250万円のうち、令和4年3月4日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費300億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

本件は、令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定により令和4年2月22日から令和4年3月29日までの間において決定された334億6,431万4,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件である。

【議院運営委員会】

○議院法制局法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号）

要旨

本案は、衆議院法制局に法案審査部を置こうとするものである。

なお、この法律は、令和5年4月1日から施行することとしている。

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第51号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外すること。
- 二 この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

○裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第52号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。
- 二 この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

【災害対策特別委員会】

○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）要旨

本案は、最近における火山をめぐる状況に鑑み、活動火山対策の更なる強化を図るため、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山者等に関する情報の提供を容易にするための配慮等、情報通信技術の活用等を通じた火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報の迅速かつ的確な伝達等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村長は、避難促進施設の所有者等に対し、避難確保計画の作成等に関し必要な情報の提供、助言その他の援助をすることができること。
- 二 地方公共団体は、登山者等が立入りの日、火山における移動経路等の情報提供を容易に行うことができるよう必要な配慮を行うものとする。
- 三 情報の伝達等をするに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民等に迅速かつ的確に伝えられるようにすることを旨とすること。
- 四 国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこと。
- 五 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進を図るため、文部科学省に火山調査研究推進本部を設置し、その所掌事務、組織等について定めること。
- 六 国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、8月26日を火山防災の日と定めること。
- 七 政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 八 この法律は、令和6年4月1日から施行すること。

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第21号）要旨

本案は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土

強靱化推進会議に関する規定を設けるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国土強靱化実施中期計画

- 1 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する国土強靱化実施中期計画を策定し、同計画に計画期間、実施すべき施策の内容及び目標を定めるとともに、施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模を定めるものとする。
- 2 国土強靱化実施中期計画の作成及び実施に係る所要の措置を整備すること。

二 国土強靱化推進会議

国土強靱化推進本部に国土強靱化推進会議を設置し、その組織等について定めること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<委員会決議>

○国土強靱化の推進に関する件

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等大規模地震災害が切迫し、気候変動の影響により災害が激甚化、頻発化する中、我が国に住む全ての人の命と暮らしを自然災害から守るため、平時から、大規模自然災害への事前の備えを行うことが極めて重要である。

政府は、国民の生命・財産・暮らしを守り抜くため、防災・減災、国土強靱化の取組を継続的・安定的に進めていくことが必要であることを深く認識し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律の施行に当たっては、特に次の事項の実現に万全を期するべきである。

- 一 令和5年5月に会計検査院が公表した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、支出済額の把握、閣議決定に沿った執行、未完了の工事の実施による効果の発現、合理的でない不用に関する改善に真摯に取り組み、国民に対して十分な説明を行う

こと。

二 国土強靱化実施中期計画の実施に当たっては、国土強靱化基本計画が他の計画の基本となるアンブレラ計画であることを踏まえ、社会資本整備重点計画等と整合性を持って取組を推進すること。

三 近年、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しており、また、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震では甚大な被害がもたらされることが想定されていることを踏まえ、国土強靱化に関する施策を大規模自然災害に係るものを集中的に行うことについて検討すること。

右決議する。

【消費者問題に関する特別委員会】

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

要旨

本案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算すること。
- 二 課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定を整備すること。
- 三 事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額することとする措置について、金銭による返金措置に加えて、当該返金措置の対象となる消費者が承諾した場合に金銭と同様に使用することができる前払式支払手段を交付することによる返金措置を可能とすること。
- 四 不当表示に係る規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為についての是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から当該是正措置計画について認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこと。
- 五 故意に優良誤認表示及び有利誤認表示をしたときの直罰規定を定めること。
- 六 適格消費者団体は、優良誤認表示の疑いのある表示を行う事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負うこと。
- 七 内閣総理大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとする。
- 八 措置命令等における送達制度を整備・拡充すること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を継続し、上乗せ課徴金算定率の導入、罰則導入等によって、不当表示に対する十分な抑止力が働いたか否かを改めて評価し、抑止力が不十分と評価された場合には、原則的な課徴金算定率の引上げ、課徴金対象期間の延長、規模基準の引下げ、罰則の強化等について検討すること。また、業務停止命令等が可能な特定商取引法の執行と連携し、表示違反行為に対して両法律を適切かつ有効に活用すること。
- 二 確約手続については、ガイドライン等により、確約手続を利用し得る事案・事業者の対象範囲や、消費者に対し妥当な額を算定して返金することが確約措置の十分性を満たすために有益であること及び確約手続の対象となった事業者名・事案の概要を公表することを明確にすること。また、法改正後にガイドライン等の詳細を速やかに明らかにすること。
- 三 ステルスマーケティングを景品表示法第5条第3号の指定告示事項として不当表示規制の対象に取り込んだ結果として、インターネットを始めとする通信技術の発達により今後も生起しうる、消費者の自主的意思決定に不当な影響を及ぼす表示について必要十分な抑止機能が働いているか否かにつき、関連する消費者被害の発生状況・態様を継続して注視し、必要に応じて告示・ガイドラインの変更を迅速・柔軟に検討していくこと。
- 四 景品表示法検討会の報告書において中長期的に検討すべき課題と整理された課徴金の対象の拡大や、差止請求の範囲の見直しについて、指定告示に係る表示の執行状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。また、同様に中長期的に検討すべき課題と整理されたデジタルの表示の保存義務や、供給要件を満たさない者への規制対象の拡大についても、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の取組状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。
- 五 返金措置による課徴金額の減額等については、事業者が行う返金措置の実施方法が弾力化されたことに伴い、事業者に対し、金銭と同様に通常使用することができるものに限られることを周知するとともに、事業者が提出する返金措置計画を認定する際には、消費者庁は当該計画が適正なものであるか否かについて厳正に判断を行うこと。

- 六 消費者裁判手続特例法第91条第1項により、内閣総理大臣が特定適格消費者団体に対して提供できる書類として、景品表示法に基づく処分に関して作成したのも提供できるよう、同法同条項の施行後の運用実態を踏まえ検討すること。
- 七 通信技術の発展により、今後もインターネット上での不当表示の増加が予想されることから、消費者庁において景品表示法の運用に必要な人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、より一層、都道府県と密接な連携をとること。
- 八 広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供を始め、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。とりわけ、景品表示法に基づく適格消費者団体の差止請求については、国・都道府県がなすべき行政処分を補完するものとして機能している社会的実態を踏まえ、当該団体に対する財政的支援その他の必要な支援について検討すること。また、本法により導入される適格消費者団体による開示要請規定の施行状況を踏まえ、必要な場合には、更なる適格消費者団体の立証負担の軽減策について検討を行うこと。
- 九 外国の事業者から我が国の一般消費者に対して行う不当表示が増加する可能性があることを踏まえ、厳正な執行の観点から、今後も国際化の進展に対応する制度を整備・拡充すること。
- 十 消費者が商品や役務の取引を行うに当たり判断の情報源となるデジタル広告表示の保存に関し、消費者庁は事業者に対し「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の更なる周知徹底に努めること。

【東日本大震災復興特別委員会】

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、福島復興及び再生を一層推進するため、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外への住民の帰還・居住の実現に向けて、避難指示解除の取組を推進する特定帰還居住区域の創設等の必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定帰還居住区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 1 帰還困難区域をその区域に含む市町村長は、福島県知事と協議の上、特定帰還居住区域の復興及び再生を推進するための特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができること。
- 2 当該認定を受けたときは、国による公共事業の代行等を活用することができること。
- 3 当該認定計画に従って、環境大臣が、土壌の除染の措置や廃棄物の処理等を国の負担により行うことができること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、住民が安心して帰還できるよう、各地域の現状や住民・地元自治体等の意向を十分に踏まえ、生活圏を幅広く捉えながら、除染の手法・範囲等を決定するとともに、住民間の分断や不公平が生じないように十分に配慮し、早期に除染や環境整備等に取り組むこと。
- 二 帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いについては、住民・地元自治体等と協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、可能な限り早急に方針を示すこと。
- 三 政府は、帰還政策に加え、移住政策を推進するとしても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の一人に至るまで必要な支援を継続すること。
- 四 特定帰還居住区域の設定に当たっては、長期にわたり避難生活を行ってきた避難者の事情を十分に考慮し、当面の間、住民の意向を踏まえ、柔軟に対応し、避難先と特定帰還居住区域での二地域での居住等、多様な帰還の在り方を認めること。
- 五 帰還者等の安全を確保し、安心して生活できるよう、国は生活環境整備を

着実に実施した上で、将来的に帰還困難区域全ての避難指示解除を行うこと。また、福島森林・林業の再生や帰還環境の整備に向けた必要な措置を講じること。

- 六 避難指示解除区域等に帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるため、引き続き、営農再開、事業・生業の再生、教育環境、医療、介護・福祉サービスの再構築を進めるための支援を継続すること。
- 七 避難指示解除区域等の帰還環境の整備に加え、福島国際研究教育機構の設立により、移住・定住の推進、交流・関係人口の拡大が見込まれることから、帰還者と移住者が共生できるまちづくりを進めること。その際、地域の伝統や文化の再構築にも十分配慮すること。
- 八 福島浜通り地域等はいまだ人口が回復しておらず、産業の担い手不足が続いており、働く場を十分に確保する必要があることから、福島国際研究教育機構の設立に伴う産業集積に資する必要な支援を継続すること。
- 九 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。また、福島国際研究教育機構が世界に冠たる創造的復興の中核拠点となるよう世界最先端の研究を実施するのにふさわしい研究マネジメント体制を早急に構築すること。
- 十 重要な課題であるALPS処理水の処分については、これまで以上に積極的な情報公開や広報活動を行うことによって国民的議論を深め、関係者の声に真摯に耳を傾けつつ、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ね、信頼関係を構築すること。ALPS処理水の処分により、新たな風評を発生させず、事業者が将来に向け安心して事業を継続していけるようにするとともに、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛け、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国を挙げて風評払拭に取り組むこと。
- 十一 福島県内の除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向け、全国民的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速させること。
- 十二 原子力災害における国の責務として、「第2期復興・創生期間」以降も必要な財源を確実に確保するとともに、福島の復興・再生の実現に向けた総

合的な支援措置を継続すること。

十三 東日本大震災により被災した全ての自治体が、真の復興を成し遂げるためにも、政府は、引き続ききめ細やかに被災者の心のケアや孤独死防止対策等の課題に対応するとともに、活力あるまちづくりの実現に向けた移住施策や企業誘致の取組を着実に進めること。被災した全ての自治体が、残された課題の解決に向け、不安なく取組を進められるよう、今後も復興特別所得税等による必要な財源の確保に努めること。

【地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会】

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める等のほか、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家戦略特別区域法の一部改正

- 1 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例として、特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を定めた区域計画について、国家戦略特別区域会議が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなすこと。
- 2 情報システム相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供等を追加するなどの措置を講ずること。

二 構造改革特別区域法の一部改正

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業について、対象となる法人及び地域に係る要件並びに区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定を整備すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年9月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定法人による農地取得事業については、遅くとも構造改革特別区域計画の認定の申請期限である令和9年3月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること。

- 二 特定法人による農地所有を認めるに当たっては、法人が取得した農地等に係る営農型太陽光発電における農地等の収量基準を満たさない事例の発生をはじめ、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう、必要な措置を講ずること。
- 三 農林水産大臣が構造改革特別区域計画の認定に係る同意を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画との整合性など農地法制上の観点から適否を判断すること。
- 四 特定法人による農地取得事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、役員等の国籍、農地の利用目的、資本構成等の事項について確認することとし、認定後においても、これらの事項を毎年確認するよう地方公共団体を指導すること。
- 五 特定法人による農地等の不適正利用を受けた買戻しには地方公共団体に財政面の負担等が生ずることから、地方公共団体が特定法人による農地取得事業の内容を十分に理解した上で導入を検討することができるよう、丁寧な情報の提供等に努めること。また、地方公共団体が買戻し等の適切かつ円滑な対応を行えるよう、適正に利用しているかどうかの判断基準を政府が示す等、必要な措置を講ずること。
- 六 農地等の不適正利用が発生しているにもかかわらず、地方公共団体が農地等の買戻しを行わない場合には、当該地方公共団体に対し、報告の徴収、措置の要求又は認定の取消し等、速やかに、構造改革特別区域法に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 外国資本による農地所有に関しては、投資目的等の懸念があることから、その影響について、日本人の雇用の確保、食料安全保障等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 買戻しが必要となった場合において、原状回復が企業の責任において行われるよう、書面契約を締結するに当たっての留意点を国として示すこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（7法律）の改正を行うこと。

二 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人番号等の利用に関する施策について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図るとともに、国家資格に関する事務等における個人番号の利用を可能とすること。
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について改正後の別表に掲げる事務に準ずる事務において個人番号を利用することを可能とするとともに、情報提供ネットワークシステムにおいて特定個人情報照会及び提供を行うことができる者並びに情報の項目について、主務省令で定めること。
- 三 個人番号カードの本人の写真について、申請の日において一定年齢未満の場合は表示しないとする措置を講ずること。また、医療保険の被保険者証を廃止することとし、あわせて、所要の場合に、医療機関等を受診する際の資格確認のために必要な書面の交付等を求めることができる等の措置を講ずること。
- 四 在外公館における国外転出者に対する個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請等並びに地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの交付の申請の受付等を可能とする措置を講ずること。また、個人番号カード用利用者証明用電子証明書による電子利用者証明が行われない場合の利用者の確認に係る措置を定めること。
- 五 戸籍及び住民票等の記載事項並びに署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加し、個人番号カードに氏名の振り仮名を記載すること。
- 六 行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経

過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座として個人番号等とともに登録することを可能とすること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧の説明し、十分な理解を得ること。

二 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、国民に広く公開するとともに、その監視・監督状況を定期的に国会に報告すること。

三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、マイナンバーカードの取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。

四 マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、個人情報の漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期すこと。また、マイナンバーカードを取得する際の厳格な本人確認を徹底すること。

五 健康保険証の廃止に伴い、資格確認書の申請漏れ等により現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。

六 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備を速やかに完了させるため、必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

七 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。

八 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発

行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。

九 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

十 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。

十一 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

十二 公金受取口座の登録の通知に際しては、登録の趣旨等を国民に広く周知するとともに、通知から回答に要する十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の拡大や流用は厳に行わないこと。

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 デジタル社会形成基本法の一部改正

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを、デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として位置付けること。

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

1 行政機関等における情報通信技術の効果的な活用や規制の見直しに資する情報の公表及び活用について定めること。

2 フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている申請等の行政手続について、オンラインにより行うことができるようにすること。

三 書面掲示規制に係る個別法の改正

特定の場所における書面の掲示を求めている書面掲示規制について、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等の措置を講ずること。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 デジタル化の推進により、人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われる懸念があることに鑑み、労働移動が公正なルールに基づいて行われるよう留意すること。
- 二 令和5年1月、国土交通省近畿地方整備局の河川監視カメラに不正アクセスがあった事案を踏まえ、不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策の一層の向上を図ること。
- 三 標識、利用料金等の書面掲示規制の見直しに当たっては、適用除外となる中小・零細事業者の範囲を適切に定めた上で、周知徹底すること。また、今後、法令改正を行う必要が生じたとしても、中小・零細事業者に対するデジタル化の強制とならないよう留意すること。
- 四 定期検査・点検規制のデジタル化に当たっては、事故が発生した際の責任の所在に留意しつつ、安全性の確保に万全を期すこと。また、安全性を確保する手法として、デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上にも努めること。特に、保育に関する規制については、こどもの生命や身体の安全を守り、保育の質を維持するため、原則、年1回以上の実地検査を行うこと。
- 五 土地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に関する公告等のデジタル化に当たっては、デジタル技術に不慣れな人も情報を得ることができるよう配慮すること。
- 六 警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。

○令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金」とは、「令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金」及び「令和5年度予算に係る出産・子育て応援給付金」をいうこと。

二 差押禁止等

- 1 令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金（以下「子育て関連給付金」という。）の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 子育て関連給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、子育て関連給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

○令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、令和5年3月28日に閣議において決定された予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、住民税非課税世帯等に対する3万円を上限とする給付金の支給を目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金をいうこと。

二 差押禁止等

- 1 令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

IV 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置するもの	2/ 7	4/21
	○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（内閣提出第23号）	我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずるもの	2/24	4/28
	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）（参議院送付）	最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずるもの	2/24	5/12
	○孤独・孤立対策推進法案（内閣提出第36号）	近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めるもの	3/ 3	5/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/17
	●性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、衆法第13号）（修正） 上は題名を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に修正した。	性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性同一性の多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めるもの なお、「性同一性」の文言を「ジェンダーアイデンティティ」に改める等の修正を行った。	5/18	6/16
総務	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/ 7	3/28
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	令和5年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	2/ 7	3/28
	○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるもの	3/ 3	4/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とする等の措置を講ずるもの	3/ 3	5/26
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の令和5年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,440億円、事業支出6,720億円、事業収支差金△280億円となっている。 事業運営に当たっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていくこととしている。	2/10	3/30
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を15人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少するもの	2/ 7	4/ 7
	○仲裁法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講ずるもの	2/28	4/21
	○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（内閣提出第29号）	調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設するもの	2/28	4/21
	○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講ずるもの	2/28	4/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するため、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改め、公判期日への不出頭罪等を新設するほか、保釈等をされた者に対する監督者制度、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度等の創設等を行うとともに、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するもの	3/ 3	5/10
	○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（修正）	退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講ずるもの なお、難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮に関する規定、難民の認定等を適正に行うための措置に関する規定及び収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に関する規定を追加する等の修正を行った。	3/ 7	6/ 9
	○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）（修正）	近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を整理して不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正その他の処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設するもの なお、政府は施行後5年を経過した場合において速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を行う等の規定、本法等の規定の趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする旨の規定を追加する修正を行った。	3/14	6/16

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第59号）	性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることを可能とするもの	3/14	6/16
	○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）	民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等におけるインターネットを利用した申立て等の範囲の拡大、事件記録の電子化及びウェブ会議を利用した期日への参加並びに公正証書の作成手続のデジタル化等の措置を講ずるもの	3/14	6/ 6
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	国際情勢の変化等に鑑み、在ローマ国際機関日本政府代表部の新設、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名の改正、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度の改定、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定の整備及び外務公務員の研修員手当の支給額の改定を行うもの	2/ 7	3/30
	○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等について定めるもの	2/28	4/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	日英の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等について定めるもの	2/28	4/28
	○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	米国との間で、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力に関する基本事項を包括的に定めるもの	2/28	5/12
	○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	バーレーンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/28	5/24
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	現行の日・ソ租税条約の内容をアゼルバイジャンとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減すること等について定めるもの	2/28	5/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	アルジェリアとの間で、二重課税の除去を図るとともに脱税及び租税回避を防止するため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/24
	○航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	欧州連合との間で、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するため、欧州連合構成国との間の既存の二国間航空協定の適用関係を修正する法的枠組みについて定めるもの	3/10	5/12
	○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるもの	3/10	6/ 9
	○協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	サイバー犯罪対策のための枠組みとして、より迅速かつ円滑な手続による他の締約国からの電子的形態の証拠の収集を可能にすること等について定めるもの	3/10	5/12
	○2022年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるもの	3/10	6/ 9
	○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正し、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業につながる補助金の禁止等について定める漁業補助金に関する協定を追加すること等について定めるもの	3/10	6/ 9

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）	令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛力強化資金の設置等について定めるもの	2/ 3	6/16
	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、NISA制度の抜本的拡充及び恒久化、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設、グローバル・ミニマム課税の導入、相続時精算課税制度等の見直し等を行うもの	2/ 3	3/28
	○関税込率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、税関長が税関事務管理人を指定できる等の規定の整備等を行うもの	2/10	3/30
	○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行の機能強化を通じ、我が国の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、スタートアップ等の我が国企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナの復興を支援するもの	2/10	4/ 7
	○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	ウクライナの復興支援や公衆衛生危機への対応強化が国際的な喫緊の課題となっている中、国際復興開発銀行が加盟国の復興又は開発を支援するために設ける基金に対し、国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるもの	2/10	4/ 7

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	●民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第25号）	民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定等を改正するとともに、非資金的支援に関する規定の整備を行うほか、指定活用団体から資金分配団体への出資を可能とする等の措置を講ずるもの	6/ 7	6/21
文部科学	○私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	我が国の公教育を支える私立学校の実効性のあるガバナンス改革を推進することを目的に、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、学校法人の理事、監事、評議員、会計監査人の資格及び選解任の手續等の管理運営制度の見直し等の制度改正を行うもの	2/17	4/26
	○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（内閣提出第22号）	日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるもの	2/21	5/26
	○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設（ナノテラス）を特定先端大型研究施設に追加するとともに、同機構に放射光共用施設を研究者等の共用に供する業務等を行わせるもの	2/28	5/25
	○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、利用に係る意思の表示がされていない著作物等の利用円滑化のための裁定制度の創設、立法又は行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置及び海賊版被害等に対する損害賠償額の算定方法の見直しを図る措置を講ずるもの	3/10	5/17

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
厚生労働	○新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第210回国会閣法第6号）（修正） 上は題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に修正した。	旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずるもの なお、法律の題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めること、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること等の修正を行った。	(令和4年) 10/7	6/7
	○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（令和5年5月16日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（令和5年6月30日）をそれぞれ5年延長するもの	2/3	3/30
	○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉を行うため、特別給付金として額面110万円、5年償還の国債を5年ごとに2回支給する等の措置を講ずるもの	2/3	3/30
	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の措置を講ずるもの	2/10	5/12
	○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第45号）	食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する等の措置を講ずるもの	3/7	5/19
	○国立健康危機管理研究機構法案（内閣提出第49号）	国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立するもの	3/7	5/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第50号）	国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他関係法律について、所要の規定の整備を行うもの	3/ 7	5/31
	●良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）	ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するため、ゲノム医療施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定等について定めるもの	5/31	6/ 9
	●戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）	戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を5年間延長し、令和11年度までとするもの	5/31	6/ 9
	●共生社会の実現を推進するための認知症基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、認知症施策の推進に関する計画の策定等について定めるもの	6/ 7	6/14
農林水産	○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限を5年延長し、令和10年3月31日までとするもの	2/ 3	3/30
	○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の合法性の確認を義務付ける等の措置を講ずるもの	2/28	4/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するとともに、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととする等の措置を講ずるもの	3/10	5/19
	○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずるもの	3/10	5/26
経済産業	○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出第12号）（修正）（参議院回付修正）	<p>エネルギー及び原材料の脱炭素化に向けた取組と産業競争力の強化を両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造への移行に係る投資を支援する財源を確保するための公債の発行、脱炭素化を促すための化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収、脱炭素成長型経済構造への移行に係る事業活動の支援等を行う法人の認可等の措置を講ずるもの</p> <p>なお、衆議院で、この法律の施行後2年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記する修正を行い、参議院で、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加する修正を行った。</p>	2/10	5/12 （参議院回付案に同意）

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）（修正）	我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずるもの なお、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に電力の大消費地である都市の住民を追加する等の修正を行った。	2/28	5/31
	○不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外国公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等を行うもの	3/10	6/ 7
	○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	中小企業者の事業の持続的な発展を実現するため、経営者保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備等の措置を講ずるもの	3/10	6/14

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	令和5年4月14日から令和7年4月13日までの2年間、外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に対する輸出入禁止等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	4/18	6/16
国土交通	○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、鉄道の特性を發揮することが困難な状況にある区間に係る交通手段の再構築に関する措置を創設するとともに、地域公共交通特定事業を拡充するほか、鉄道事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃について地域の関係者の協議を踏まえた届出制度を創設する等の措置を講ずるもの	2/10	4/21
	○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	高速道路その他の料金を徴収する道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、地方道路公社等が2以上の道路を1の道路として料金を徴収する特例の拡充、道路の通行等に係る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等の措置を講ずるもの	2/10	5/31
	○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）（参議院送付）	自然災害の頻発等により、洪水等の予報の重要性が増大していることに鑑み、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、予報業務の許可の基準の見直し等を行うほか、噴火等の一定の現象の予報の業務については、利用者への説明を義務付け、当該説明を受けた者にのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこととともに、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を講ずるもの	2/24	5/23

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅客運送船舶運航事業（仮称）に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶（仮称）の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶貸渡業者等（仮称）が作成する外航船舶確保等計画（仮称）の認定制度を創設するもの	3/ 3	4/28
	○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/ 7
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和5年4月7日閣議決定）に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるもの	4/18	6/ 9
	●貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）	令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、最近における事業用自動車の運転者の労働条件等をめぐる状況に鑑み、当該措置の期間を当分の間延長するもの	5/31	6/14
環境	○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	気候変動の影響による熱中症の発生予防対策を強化するため、政府による熱中症対策実行計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設（クーリングシェルター）の開放に係る措置、独立行政法人環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表の前提となる情報の整理等の追加等の措置を講ずるもの	2/28	4/28

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
安全保障	○防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するもの	2/10	4/14
	○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第20号）	我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めるもの	2/10	6/ 7
	○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第33号）	日豪円滑化協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるもの	2/28	4/28
	○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第34号）	日英円滑化協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるもの	2/28	4/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	○令和5年度一般会計予算 ○令和5年度特別会計予算 ○令和5年度政府関係機関予算	足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、114兆3,812億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/23	3/28
決算 行政監視	○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から令和3年11月26日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費等11件、計3兆1,656億円余	(令和4年) 3/18	5/24
	○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から令和3年11月17日までの間において決定された使用額は、政府広報に必要な経費等7件、計447億円余	(令和4年) 3/18	5/24
	○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和3年11月26日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、23億円	(令和4年) 3/18	5/24
	○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和3年9月16日に決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額1件、692億円余	(令和4年) 3/18	5/24

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
決算 行政監視	○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費等5件、計1兆4,529億円余	(令和4年) 5/20	5/24
	○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から令和4年3月25日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等8件、計4,033億円余	(令和4年) 5/20	5/24
	○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和4年3月4日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、300億円	(令和4年) 5/20	5/24
	○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和4年2月22日から令和4年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計334億円余	(令和4年) 5/20	5/24
議院運営	●議院法制局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第6号)	衆議院法制局に法案審査部を置くもの	3/16	3/30
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第51号)	議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するもの	6/20	6/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
議院運営	●裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第52号）	裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止するもの	6/20	6/21
災害対策	●活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	活動火山対策の更なる強化を図るため、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山届提出の容易化等、火山に関し専門的な知識等を有する人材の育成等、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めるもの	6/ 1	6/14
	●強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第21号）	中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画を策定し、同計画に計画期間、実施すべき施策の内容及び目標等を定めるとともに、国土強靱化推進本部に国土強靱化推進会議を設置するもの	6/ 2	6/14
消費者問題	○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずるもの	2/28	5/10
震災復興	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	福島の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壌等の除染等の措置等について定めるもの	2/ 7	6/ 2
地域・こども・デジタル	○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める等のほか、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備を行うもの	3/ 3	4/26

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
地 域・ こども・ デジタル	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/13
	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報等の提供による登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講ずるもの	3/ 7	6/ 2
	○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行うもの	3/ 7	6/14
	●令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号）	令和5年3月予備費使用及び令和5年度予算に係る子育て関連給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	5/11	6/ 2
	●令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第26号）	令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	6/ 8	6/16

V 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
決 算 行政監視	○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受 払計算書 平成30年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、支払命令済額及び歳入組入額76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余	(令和元年) 11/19	6/13 議決
	○平成30年度国有財産増減及び現在 額総計算書	国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余	(令和元年) 11/19	6/13 是認
	○平成30年度国有財産無償貸付状況 総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余	(令和元年) 11/19	6/13 是認
	○令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受 払計算書 令和元年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入109兆1,623億円余、歳出101兆3,664億円余であり、差引き剰余は7兆7,959億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆5,519億円余、歳出合計374兆1,696億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額77兆4,666億円余、支払命令済額及び歳入組入額76兆812億円余であり、資金残額は1兆3,854億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,645億円余、支出合計1兆644億円余	(令和2年) 11/20	6/13 議決
	○令和元年度国有財産増減及び現在 額総計算書	国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より1兆2,773億円余増加し、109兆8,712億円余	(令和2年) 11/20	6/13 是認
	○令和元年度国有財産無償貸付状況 総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より463億円余増加し、1兆1,937億円余	(令和2年) 11/20	6/13 是認

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） (立民)	新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの
	●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号） (立民・維新・国民・共産・れ新)	性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの
	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号） (立民・国民・共産・れ新)	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
	●多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号） (立民)	我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●国葬儀法案(青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号) (維新)</p>	<p>今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定めるもの</p>
	<p>●性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号) (維新)</p>	<p>性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして一定の要件に該当する場合に締結する出演契約について、出演契約は性行為映像制作物ごとに締結しなければならないとする規定並びに性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用を除外することができることとするもの</p>
	<p>●国家公務員法の一部を改正する法律案(守島正君外14名提出、衆法第28号) (立憲・維新)</p>	<p>国家公務員である職員及び当該職員であった者による離職後の就職に関するあっせん行為等が公務に対する国民の信頼を著しく損ねている現状に鑑み、職員の退職管理の一層の適正化を緊急に図るため、職員であった者による国の機関等に属する役職員等の再就職に係る依頼等及び管理職職員等の再就職の規制について定める等するもの</p>
	<p>●持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(櫻井周君外5名提出、衆法第30号) (立憲)</p>	<p>2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発のための17の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、これに関し、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、衆法第31号) (立憲・維新)</p>	<p>公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録及び国会議員等からの要求に係る文書の作成の義務化、行政文書の管理の電子化、行政文書の決裁に係る手続の電子化、決裁済行政文書の変更の禁止、保存期間及び廃棄の概念の廃止、特定歴史公文書等の利用制限の緩和等の措置を講ずるとともに、独立公文書管理監に関する規定及び行政文書の管理の適正に関する通報の規定を整備する等するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、衆法第32号） （立憲・維新）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第42号） （立憲・国民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第43号） （立憲・国民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
	<p>●公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、衆法第44号） （立憲・国民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p>
	<p>●我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（青柳仁士君外3名提出、衆法第47号） （維新・国民）</p>	<p>我が国における土地等の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進するもの</p>
総務	<p>●日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号） （維新）</p>	<p>公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
総務	●インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外5名提出、第208回国会衆法第36号) (維新)	インターネット ^{ひぼう} 誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの
	●地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号) (維新)	普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの
	●地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、衆法第45号) (立憲・国民)	地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの
	●地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、衆法第46号) (立憲・国民)	地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
法務	●戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号) (立民)	人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定めるもの
	●国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号) (立民)	国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずるもの
	●民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号) (立民・国民・共産・れ新)	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>●民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外5名提出、衆法第3号） （立憲）</p>	<p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p>
	<p>●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、衆法第36号） （維新）</p>	<p>政府は、速やかに、一般社団法人及び一般財団法人に関し、報告、検査、改善命令その他の行政庁による監督の制度の創設、計算書類等の閲覧等の請求をすることができる者の範囲の拡大その他のその適正な運営を確保するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとするもの</p>
外務	<p>●特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号） （立民）</p>	<p>諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定めるもの</p>
財務金融	<p>●揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号） （維新・国民）</p>	<p>揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の削除）等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号） （立民）</p>	<p>現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の停止）等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号） （立民）</p>	<p>消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
財務金融	<p>●現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、第208回国会衆法第32号） (維新)</p>	<p>現下の石油製品の価格その他の物価の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることに鑑み、その悪影響を緩和するために政府が講ずべき国民負担の軽減等に関する措置について定めるもの</p>
	<p>●消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外 7 名提出、第208回国会衆法第59号） (立民・共産・れ新)</p>	<p>現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの</p>
	<p>●日本銀行法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外 3 名提出、衆法第 1 号） (維新)</p>	<p>日本銀行の目的を物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇とするほか、日本銀行の役員に関する規定を整備する等の改正を行うもの</p>
	<p>●消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案（階猛君外 8 名提出、衆法第29号） (立憲)</p>	<p>社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている格差を是正すること等が緊要な課題であることに鑑み、消費税の逆進性を緩和するため給付付き税額控除を導入し、あわせて消費税の税率を一律とすることに関し必要な基本的事項を定めるもの</p>
	<p>●公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案（住吉寛紀君外 3 名提出、衆法第37号） (維新)</p>	<p>公益法人等に対し安心して寄附をすることができる環境を醸成し、もって公益法人等に対する寄附を促進するため、寄附に関する適正な管理を行う公益法人等に対する税制上の優遇措置について定めるとともに、業務改善命令等を受けた公益法人等に対する課税の強化等について定めるもの</p>
	<p>●財政法の一部を改正する法律案（階猛君外 6 名提出、衆法第38号） (立憲)</p>	<p>国の財政運営について、中長期的な視点に立った立案及び適切な民主的統制の確保を実現するため、3箇年度における予算の作成の基本的な方針の策定について定めるとともに、決算の審議の経過及び結果を予算の作成に早期に反映するため必要な措置を定めるもの</p>
文部科学	<p>●学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外 9 名提出、衆法第11号） (立憲・維新)</p>	<p>義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
文部科学	●公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外10名提出、衆法第22号） （立憲）	公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講ずべき措置について定めるもの
	●宗教法人法の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、衆法第35号） （維新）	宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、宗教法人に報告を求め、及び質問することができる事由の拡充並びに宗教法人に対する勧告、命令等の制度及びその財産に係る保全処分の制度の創設等の措置を講ずるもの
厚生労働	●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号） （立民）	介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） （立民）	公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの
	●新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号） （立憲・維新）	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの
	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号） （立憲）	重度の肢体不自由者等に対する職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの
	●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、衆法第8号） （立憲）	労働者の雇用形態による待遇の格差を是正するため、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の合理的と認められない待遇の相違の禁止等の措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案（小川淳也君外9名提出、衆法第33号） （立憲）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案（早稲田ゆき君外9名提出、衆法第34号） （立憲）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済措置の迅速かつ円滑な実施の確保その他の措置を定めるもの</p>
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） （立民・国民・共産・有志）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） （立民・国民・共産・有志）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
経済産業	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号） （立民・国民・有志）</p>	<p>我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） （立民）</p>	<p>現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号） （立民）</p>	<p>気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号） （立民）</p>	<p>脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定めるもの</p>
	<p>●発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、衆法第9号） （維新）</p>	<p>発電に関する原子力の利用が我が国のエネルギー政策において重要であることに鑑み、発電に関する原子力の利用に係る国、地方公共団体及び原子力事業者の果たすべき責任を明らかにするため、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、衆法第10号） （維新）</p>	<p>電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大のための電気事業に係る制度の抜本的な改革が行われてきたにもかかわらず、電力の取引における公正な競争が確保されていないことに鑑み、電力の取引における公正な競争の促進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
国土交通	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号） （立民）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号） （維新）</p>	<p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けることにより、特定土砂等の管理の適正化を図るため、所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号） （維新）</p>	<p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めるもの</p>
安全保障	<p>●自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号） （維新・国民）</p>	<p>領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等するもの</p>
	<p>●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号） （立民）</p>	<p>領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	<p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号) (維新)</p>	<p>防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとするもの</p>
	<p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号) (維新)</p>	<p>国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるもの</p>
決 算 行政監視	<p>○令和2年度一般会計歳入歳出決算 令和2年度特別会計歳入歳出決算 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 令和2年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入184兆5,788億円余、歳出147兆5,973億円余であり、差引き剰余は36兆9,814億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計417兆5,611億円余、歳出合計404兆5,188億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、支払命令済額及び歳入組入額80兆8,247億円余であり、資金残額は1兆4,322億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆958億円余、支出合計8,040億円余</p>
	<p>○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3,885億円余増加し、117兆2,598億円余</p>
	<p>○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2,142億円余</p>
	<p>○令和3年度一般会計歳入歳出決算 令和3年度特別会計歳入歳出決算 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 令和3年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入169兆4,031億円余、歳出144兆6,495億円余であり、差引き剰余は24兆7,535億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計455兆5,544億円余、歳出合計441兆814億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4,707億円余、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円余であり、資金残額は1兆4,053億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計9,955億円余、支出合計6,646億円余</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決算 行政監視	○令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より9兆2,887億円余増加し、126兆5,485億円余
	○令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より66億円余増加し、1兆2,208億円余
	○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和4年4月28日から令和4年9月20日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等20件、計4兆8,588億円余
	○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和4年4月15日から令和4年9月30日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等18件、計4,197億円余
	○令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	特別会計予備費予算総額8,048億円余のうち、令和4年11月4日に決定された使用額は、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入りに必要な経費1件、688億円余
	○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和5年3月28日に決定された使用額は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費等8件、計2兆2,226億円余
	○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和5年3月17日から令和5年3月28日までの間において決定された使用額は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費等5件、計1,060億円余
	○令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)	特別会計予算総則第20条第1項の規定により、令和5年2月21日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、733億円余

委員会名	議 案 名	概 要
議院運営	<p>●国会法の一部を改正する法律案（笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号） （立憲・維新・共産・有志・れ新）</p>	<p>日本国憲法第53条後段の規定に基づく臨時会の召集の決定の要求の日から20日以内に臨時会を召集することを内閣が決定しなければならない旨の規定を設けるもの</p>
	<p>●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号）（立憲・維新・国民）</p>	<p>調査研究広報滞在費に関し、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算することとした場合の差額を国庫に返納することができることとするもの</p>
	<p>●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（守島正君外3名、衆法第27号） （維新）</p>	<p>国会議員の秘書の採用について、年齢65歳以上の者の採用制限を廃止し、国会議員の一親等の親族のその国会議員の秘書への採用を禁止するとともに、国会議員がその二親等又は三親等の血族を議員秘書に採用した場合における続柄等の公開に関する規定を設けるもの</p>
	<p>●我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外6名提出、衆法第39号） （立憲）</p>	<p>我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に、経済財政等将来推計委員会を置くもの</p>
	<p>●国会法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、衆法第40号） （立憲）</p>	<p>経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査等を行うため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの</p>
	<p>●国会法の一部を改正する法律案（古川元久君外5名提出、衆法第48号） （維新・国民・有志）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案（古川元久君外5名提出、衆法第49号） （維新・国民・有志）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する対策として政府及び地方公共団体が講じた施策及び措置の内容等を検証するための調査を行うとともに、感染症に対する対策として講ずべき施策又は措置について提言を行うため、国会に、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会を置くもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（中司宏君外3名提出、衆法第50号） （維新）	長期欠席議員の歳費の減額に係る制度の在り方について検討を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する協議会を設置するもの
倫理選挙	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号） （立民）	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満18年に、参議院議員及び都道府県知事については満23年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号） （立民）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号） （立民）	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付けるもの
	●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、衆法第23号） （立憲・維新）	インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進するもの
地 域・ こども・ デジタル	●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号） （立民・国民）	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号） （立憲・維新・共産）	通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図るもの

委員会名	議 案 名	概 要
地 域・ こども・ デジタル	●子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）（立憲・維新）	現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図るもの
	●児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、衆法第2号）（立憲・維新）	児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、父母等の所得による児童手当の支給の制限を撤廃するもの
	●副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、衆法第4号）（維新）	副首都機能の整備を推進するため、その基本理念を定め、国及び関係地方公共団体の責務を明らかにし、並びに副首都地域の指定及び副首都地域における副首都機能の整備の推進に関する基本方針について定めるとともに、副首都機能整備推進本部を設置するもの
	●低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、衆法第5号）（立憲）	新型コロナウイルス感染症、物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるもの
	●特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、衆法第7号）（立憲・維新）	特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図るため、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることについて定めるもの
	●児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、衆法第15号）（立憲）	児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する第三者がその地位を利用して行う虐待の防止等を図るため、当該虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する通報義務等を定めるもの

委員会名	議案名	概要
地域・こども・デジタル	●保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外11名提出、衆法第41号） （立憲）	保護者等が自動車内に子ども等を置き去りにすることにより子ども等の生命又は身体に危険が生ずる事態が生じていることに鑑み、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置等を定めることにより、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止を図るもの

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議案名	概要
●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外5名提出、第208回国会衆法第34号） （自民・維新・公明・有志）	憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの

（参考）衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

<委員会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

委員会名	議案名	概要
財務金融	○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	資本市場等をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客本位の業務運営を確保するための規定の整備、国民の金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構の創設、企業開示に関し法令上の四半期報告書の廃止等を行うもの
	○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	資本市場を取り巻く環境変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、上場日程の期間短縮を図るための振替制度の見直し等を行うもの